

平成20年12月

建設経済委員会会議録

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時02分から

午後3時08分まで

市役所 委員会室

◎出席委員（6名）

委員長	福 富 勉 君	副委員長	矢 幡 秀 則 君
	宮 地 繁 誠 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		水 野 正 光 君
	ビアンキ アンソニー 君		久 世 高 裕 君

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 宮 島 照 美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

都市整備部長	河 村 敬 治 君	経済環境部長	鈴 木 英 明 君
水道部長	舟 橋 始 君	都市計画課長	河 村 清 君
建設課長	佐 々 由 高 君	維持管理課長	余 語 延 孝 君
建築課長	岡 田 和 明 君	建築課主幹	山 田 秀 雄 君
農林商工課長	小 川 正 博 君	観光交流課長	青 山 行 宏 君
環境課長	後 藤 鉦 司 君	交通防犯課長	山 田 礎 君
水道課長	丹 羽 忠 明 君	下水道課長	城 佐重喜 君

◎付託議案

第83号議案 犬山市広域ごみ処理施設整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について

第88号議案 犬山国際観光センターに係る指定管理者の指定について

第89号議案 市道路線の廃止について

第90号議案 市道路線の認定について

第91号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第5号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

+

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳 出 2 款 総務費（1 項総務管理費のうち10目自然保護費、
及び12目交通防犯対策費）

4 款 衛生費（2 項清掃費）

5 款 農林業費

6 款 商工費

7 款 土木費

第93号議案 平成20年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第1号）

第94号議案 平成20年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）

第95号議案 平成20年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第96号議案 平成20年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

第97号議案 平成20年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

+

+

+

午前10時02分 開会

◎矢幡副委員長 ただいまの出席委員は8名全員でございます。定足数に達しておりますので、直ちに建設経済委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第83号議案 犬山市広域ごみ処理施設整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について、第88号議案 犬山国際観光センターに係る指定管理者の指定について、第89号議案 市道路線の廃止について、第90号議案 市道路線の認定について、第91号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第5号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち10目自然保護費及び12目交通防犯対策費）、4款衛生費（2項清掃費）、5款農林業費、6款商工費、7款土木費、第93号議案 平成20年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第1号）、第94号議案 平成20年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）、第95号議案 平成20年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、第96号議案 平成20年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、第97号議案 平成20年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

お諮りいたします。

付託議案の審査方法については、まず1議案ごとに当局の議案説明の後、その都度質疑を行います。全付託議案の質疑終了後、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認め、1議案ごとに当局の議案説明、その後、質疑を行います。

最初に、第83号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 （第83号議案説明）

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

◎宮地委員 本会議でも質疑がありましたんですが、この2条で、広域ごみ処理施設の整備のための基金の設置をするというのと、9月議会に出した指定ごみ袋の有料化は、一体の議案であるという説明でありましたが、当局は議会については各議員の判断だというような、あいまいな返事だったんですが、私は、それは部長に答弁していただきたいんですが、一体のものであるというんだったら、議会に対しても、そのようにきちっと一体のものであるからよろしく審議願うというのが本来のあり方だというふうに思うが、勝手に議会で判断せよなんという言い方はないと思うが、その辺の見解をひとつ確認しておきます。

それから、第3条ですが、毎会計年度犬山市一般会計で定める額とするということで、本会議でもあったように最終の犬山市の負担分というのは、恐らく建設経費が350億円から400

億円とかいう想定をすると、犬山市の持ち分、各補助金を抜いて、まずどれだけの金額が想定されるか。私は40億円から50億円じゃないかなというふうに想定をしておりますが、想定される犬山市の持ち出し分をどの程度に想定しているのか、その点について。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 有料化に伴って入ってきます収入ということでございますので、当然、ごみ関連経費として使うことと、広域的に進めるということで一体と考えております。私からは以上です。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 今、宮地委員さんの方からお尋ねございました件につきましてですが、本会議の方でもお答えさせていただきましたように、全体の総事業費というものがまだ確定されておりません。それで、総金額を幾らぐらいにということで、詳細な数字については、確定されておりませんので、ここに見込みでということにつきましてはご発言を差し控えさせていただきますと思いますが。こういった返事でよろしいでしょうか。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 基金をするもんだから、ある程度想定してるでしょう。どこの市町もやってる額というのはあるもんだから、今、確定しとらんで言えんなんていうことだったら、何のためにこの基金条例出してきたんか。こんなもん理屈に合わん。ある程度想定できとるもんで、基金を積まないかんということで、そういう非常事態だから、例えば、別に確定してなくても、確定されるという、想定できる数値というものはあるでしょう。その数値でいくと、どういふふうになるという犬山市の負担分を示せばいい。何もそんな難しいことじゃない。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 超概算ですので、少しお話しさせていただきます。

積立額の目標をどこに置くかということでございますので、建設の規模、この間の議会でも答弁させていただいたように、日処理量が240トンから300トンという計算の中でいたしますと、当然事業費、用地と建物、その他も含めますが、トン当たり5,000万円ということで、全体で140億円か150億円かかるだろうと。その中で、今現在143億円というような計算をしますと、交付金、国から来る交付金が3分の1、残りが100億円程度、各市町が負担しなければいけないと。その中で、人口割で、今現在の人口割でいきますと、犬山市が33%になるということで、100億円の中の33%ですので、当然、33億円ぐらいの負担。その中で、起債充当をどうするかと、75%だとか、90%だとかありますが、一つ90%という起債率、充当率を考えた場合は、やはり財源負担は、犬山市では3億円になるだろうということで、10年で3億円という目的で3,000万円というような当初の、今現在の試算でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 建設費が大体日量処理能力、300トンで150億円というのは甘いわ。前に我々岸和田市へ行ってきたんですが、あそこ日量400トンやったかな。400億円かかっている。これ半分

以下だね。これ150億円でできりゃあ、これ普通の犬山市の単独でやっても150億円ぐらいかかるんじゃないかなと思うんです。

それとね、起債を90%といたらすごい額だ。こんな借金したら、それも10年で返済する。岸和田市はそうだったけども、年間の返済額が20億円、毎年。うちは3億円なんていう数字、とてもじゃないけど、考えられない。ちょっと計算甘いんじゃないかなと思うんですが。

結局、要するに起債を大きすればするほど、10年間で返していくわけだから、その10年間の市民にかける負担というのはすごい額になる。行政麻痺しちゃわへんかなと思うけど。ただ、150億円という数字が、これはトン5,000万円で計算してるということなんだけども、これはどこの例で、どういう計算で出してきたのか、その辺ちょっと、建設費を全部含めて、土地も含めての値段ですか、それとも建物だけじゃないかな、ひょっとして。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 まず、岸和田市の件については、ちょっと私の把握外でございますが、まず起債については、3年据え置き15年償還という形の中で起債をされていきますので、そういうことになっていくと思います。それを各年度平準化して、建設費を払っていくということです。10年ではないということだけお願いします。

それから、今、本当の超概算という形の中でどの規模の大ききで、建物と土地とか今後いろんなものが経費がかかってくると思いますが、支援対策もあるだろうし、そこら辺のところもあるんですが、今は炉の日量300トンという数字の中で数値を上げさせていただいておりますのでご理解賜りたいと思います。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 要するに、建設費の負担だけであると推定できんということで理解します。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

水野委員。

◎水野委員 焼却場の建設の基金が必要だというのは、私も重々承知といたしますか、前にも提案したことがあります。今、宮地委員から指摘されているように、余りにもアバウトといたしますか、今の2市2町の焼却場建設に向けての話が進んでない中でされてるわけですが、そういう点で、2市2町でもまだその基金について全く話がされてないということですし、それからそういう段階、焼却場そのものは今、宮地委員の指摘のように、最終的に何トンのものを建てて、設備をトン当たり5,000万円というのは一般的なあれで私も指摘してますけども、土地の購入、それから今回、美化センターの解体が要りますね。解体も補助を受けようと思うと、循環型社会形成の補助金ですから、後にリサイクルの施設とか、そういうものをつくれればそれでいけますけども、それがないと解体の関連、解体がどのぐらい見込んでみえるか、それも聞きたいんですけども、要するに、僕が言いたいのは、もうちょっと詰めた段階で基金の理論根拠がきちっとしてから出すべきでないかということ。

それから今の都市美化センターの解体の問題ですね。

それからもう一つは、基金やってるところで建てたと、今まで視察に行って、あんまり基金のことを我々も関心持って視察しなかったのはいかんですけども、そういった基金の例

といますかね、どのくらい積み立てたらいいかという例があると思うんですけども、そういったことを掌握してみえるかお伺いたします。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 都市美化センターの解体の部分でございますが、今委員お話ありましたように、現在、破碎施設、都市美化センターと一体になっております。新施設の方が破碎施設、不燃物の破碎関係、どのようにされるかということはまだ明確にされておられません。リサイクルセンターについても、今後、今のところでリサイクルセンターとして機能を持たせるのか、現在のように業者の方に委託するのかということも最終的に決定しておりませんので、解体をどの部分まで解体するかと、当然煙突につきましては、焼却部分がなくなりますので、当然最初に危険物ということで解体するという形になるかと思いますが、全体計画については、広域の施設が明確にされていない段階で、どこの部分まで解体するかまでは想定しておりませんので、申しわけございませんが、よろしくお伺いたします。

他市の基金の積み立て状況についてどれくらいかという点につきましては、そこまで資料収集できておりませんので、今ここでお答えできませんので、申しわけありません。

◎矢幡副委員長 鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 理論的に済んでからといいますと、私どもやはり今の住民の方のごみを焼却しなければいけないものだと考えますので、それで今の方も、将来にわたっても、少子・高齢化ということに向かう段階では、やはり今の人から幾らか積み立てを協力をお願いするというので私どもやっています。ということで、理論的に済んでしまいますと、建物を建てる段階になってからしたら建てられなくなっちゃうものですから、後世の方にすごい影響を与えるという意味合いからも10年前、今の時点から基金として積み立てていきたいというのが目標でございますし、考え方でございます。よろしくお伺いたします。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 おっしゃるように、基金ですから、現在の受益者と、それから建ててからその後の受益者の負担というのは、それは考えて、一定の、今の受益者の段階から将来の受益者にも余りにも過度の負担をかけないという点では、そういうことが言えるわけですけども、ただ、今回3,000万円という形でぼんと出てきたんですけども、今言った、いろんなことが決まってないということで、何も決まってない段階で、さあ、基金だけ積むよということで、お金が貴重な中で、今回補正ということで、この補正の金額出してきてるわけですから、そういう点ではこういうものが決まってない段階で、これ3,000万円と言われても、じゃあ、皆さんが納得できる金額ではないというふうに、それは言ってもあれなんですけども、あと、焼却場の規模を日量240トンというのは、現在の犬山市と丹羽江南でやってるのは、二つ合わせると240トンということですから、現状のごみの量の想定ということなんです。300トンということは、さらにそれを上回るごみを出せるという想定なんです。それでいくと、人口がどんどん伸びる段階では大きいものが必要だと思いますけれども、人口的にはそういう問題じゃないんですけども、言いたいのは、今ごみをいかに減らすかということで、有料化も出てるわけですね。だから、今度の建設に向けて、どれだけのごみを減量していく

か、そうすれば2市2町のトータルが240トン、各市町が減量計画出せば、少ないトン数で済むわけですね。今言う、施設だけとって見れば、トン当たり5,000万円ですから、2市2町で例えば、日量2トン減らすだけで1億建設費が少なくて済むわけですね。だから、そういう点考えたら、私はごみをどんだけ減量するかということをおね、その辺をきちっと想定して、アバウトでもいいですけども、もうちょっときちっとした数字を出して、この基金をスタートしないと、この基金そのものの役割というか、そういうものはっきりしないんじゃないかと思います。

特に減量政策は基本計画で減量するということはずっとうたってきて、新しい、これ平成15年に策定されて、平成23年までということで、前倒しでやらないかんとするのは部長が言ってますけども、この基本計画をきちっと立てて、その中でごみ袋の有料化もそうですけど、この基金をきちっと、市の方針としてきちっと打ち立ててやっていくべきだというふうに思いますが、その点、減量の考え方、数値的なものを持ってみえるのかどうかお聞きします。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 現在、各2市2町がそれぞれごみの減量施策に対応してるんですが、そちらの方で、ごみの基本計画、それぞれ見直しをしております。今年度中におおむねの減量計画といえますか、ごみの基本計画ができて上がりますので、そちらの数値をもとに広域計画というもので、2市2町のごみの想定数量、そういったものも算定されてまいります。そちらの中で2市2町のごみの炉の本体、どの程度の大きさにするかということになってくるかと思っております。

現在、各市町の現在持ってます2施設、それから人口の伸びを想定しまして現有の240トンから300トンぐらいというような言い方をさせていただいております。

やはり計画がきちんと決まってから想定数値が出てくると思っております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 今の減量の計画は立てられるということだし、犬山市でも減量、90トン出ないぐらいの規模になりましたね。時間が24時間対応できるということになっておりますから、そうすれば、犬山市だけとってもしらないということですし、丹羽環境はよくわかりませんが、それに減量やっていけば、当然そういう規模より少ない規模で想定できると思いますし、今のアバウトの試算もやっぱりおかしいというふうに思います。

それからもう一つ、広域でやるということですから、ごみのあれは広域でやる場合、一部事務組合ということで、2市2町の一部事務組合がスタートして、正式になる。今、どういう状況かわかりませんが、少なくとも、一部事務組合がスタートするまでは、正規の組織じゃないというふうに思いますが、だから、その一部事務組合がスタートして、こういうことをきちっとやれば、各市町も同じようにできるだろうし、そうした方が2市2町でやるんなら、市民の納得もいきやすいというふうに思いますが、その一部事務組合がスタートできる見通しというか、いつごろになるのか、そういうことはどうなってるのか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 一部事務組合をいつスタートさせるかということになりますと、まだ明確なスタート時期というのは決定しておりません。ある程度、時期に来たら一部事務組合をスタートさせるというような形になりまして、新施設の方が稼働する時点におきましては、二つのごみの一部事務組合、江南丹羽環境の方と、今後2市2町の同時並行ということとはできないということを聞いております。そして、稼働する時点においては、もう当然整理はされるということで、スタート時点については協議、現在幹事会の方でも協議しておりますが、最終的にいつからスタートするということまではまだ決定しておりません。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 いずれにしても、いろんな面がはっきりしない、そういう中でとにかくごみ有料化と一体ということできてると思いますけど、そういう点で、私はこの時点でというのは賛成できないとか、おかしいということを指摘をさせていただきます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 ちょっと、水野委員の質疑はおかしいと思うんですね。いつ、今言ったように、一部事務組合が決めてからじゃないと、基金のあり方はすべきでないとか、明確でないとか、トン数についてもね、これから審議していく段階で、もちろん余分なものは要らんけれども、かといって焼却場の施設は、僕は江南丹羽のすぐそばにおって、よくわかってるんだけど、ぎりぎりの施設をつくるわけではないと思うんですよね。それはもちろん減量を頭に入れてやるんだけど、また反対に業務用のごみはふえてこえへん。だから、そこらの計算をしていかないかんだろうし、それに1回つくれば、今、江南丹羽でも、50年使ってる。半世紀にわたって使う建設だから、1回つくったら、またこんなふうを増設するという、そんな簡単なものじゃないんで、ある程度きちぎちのものにはならんだろうというふうに想定しておると、それから2市2町の検討委員会で進めてる、日量についても、そういうことももちろん計算に入れて数値は出していくわけだけでも、基金です。それが一部事務組合ができた基金を積んではいかんという理由にはならんはずですよ。そんなこと言っとったら、もっとずっと先だね。できるようになってからじゃないと、江南丹羽の一部事務組合を廃止して、初めてそこで江南丹羽犬山という一部で新たな組織が発足するまで、それまでできんというては僕はおかしいと思う。やっぱりこの協議の段階で、組合をつくり、市町の状況によって財政状況によって基金条例は各市町が財政状況に見合った基金条例をつくっていくというのが財政状況からいっても裕福なところもあれば、そうじゃないところもあるし、安全をとるまちもあれば、そうじゃないところも出てくるんだから、そこはやっぱり市町の判断でいいし、たとえこれが流れたとしても、どっちみち犬山市のごみ焼却場の建設はやっていかならん事業だから、新たな事業だから、万全な備えをしていくというのは、行政の考えとして当然だというふうには思ってるけども。

以上、私が答弁しとっていかんけども、そうだと思ってますよ。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 広域のごみ処理施設の件につきましては、基本的にほとんどわからないという話で、想定範囲で全部動いてるわけですけども、スケジュールというか、10年という期間の

中のスケジュールが、もうさっきの話でよくわからんという話で、これはいつできるのかと。土地の件はとりあえず動き始めました。先ほどから言ってるごみ全体の持ってき方や、施設の規模やら、いろんなことを含めて、どういう順番で、この間、プロセスの件が出ましたけども、どういうスケジュールで何をどうのこうのというのはいつ決まるのかということと、それからやっぱり2市2町ですので、基本的に仲よくしなければ、調整し合わなければできませんので、犬山市だけがどうのこうのって話も出てますけども、その辺のスケジュールですね、何を具体的にどうこの時期までにやるかと、10年しかありませんので、その辺はいつできるのかという質問をしてもわからんね。お願いします。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 広域施設の稼働は平成30年を目途と、最終的な目途は平成30年になっております。事務の流れとか、その施設の整備の流れというものでございますが、まず現在、候補地の選定業務、これに取りかかっております。その後、候補地が決まりますと、土地を鑑定する、用地取得に入る、それと同時に並行しまして環境アセスメントの準備に入って、実施すると。その後、建設に入るというスケジュール、こういったものが平成30年までに稼働できるまでに対応したいと、そういったようなスケジュールになっております。

個々のいつまでにとということになりますと、用地の問題もございまして、そちらの部分が用地の選定、用地の購入というような形、そちらの方の日程が、それぞれ地権者の方もございまして、いついつまでという最終的な日にちまではできませんが、プロセスとしてはそういったような用地の選定、土地鑑定、用地取得、アセスメント、そういったような作業を進めて、建設という流れになってまいります。

以上でございます。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 そちらの方じゃなくて、さっきから話題になつとる、どういう規模のものがとりあえず現状、10年先のごみの絶対量だとか、そういうものを見越した上できちっとしたシミュレーションしながら、トン幾らで、料金かわってくるわけですので、その辺を見越した、そちら側のスケジュールですね。だから、土地がどうのこうのという、並行することもわかるんですけども、土地がずっとずれ込んでおくれっていったら、10年という間にはできないわけですので、そのスケジュール、きっちりとできるのはいつかという質問です。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 目標は平成30年ということですので、その間ですね、今現在は候補地検討委員会でいろいろと抽出されたものがあります。その中で、抽出が今後2年間にわたって、最終的にはもう決定しなきゃあ、平成30年にはつくれないということでもありますので、その中で、2年間の中で、規模だとか、いろんなことを決めることです。平成30年に供用開始ということは、3年前から大体建設しなきゃいけません。その前からいくと、もう6年以上前から本当の基本計画といいますか、循環型社会の計画を立てるということですので、先ほど言いましたように、候補地検討委員会の中で、この間も議会の中で答弁させてい

ただいたように、候補地検討委員会が決定するまでに、同じように、当然決定するには規模だとか、いろんなものがわからないと、決定できませんので、それとあわせた機会で施設等についても決定していくということでご理解賜りたいと思います。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 最終的には土地の絡みも含めて、積み立ても含めて、ごみを出す方法も含めて納得をしてもらわないかんですので、ある程度、早目にいろんな数字やらスケジュールがみんなに提示されていくことが望ましいと思いますので、よろしくお願いします。

あとは本当に連携をいかにとるかということも含めて、よろしくお願いします。

◎矢幡副委員長 ビアキ委員。

◎ビアキ委員 一つだけ、民主主義、民主的な立場から一つだけ言いたいと思うんですが、先ほど行政の答弁の中で、これが第69号議案と一体と思っているという答弁がありました。一つは、第69号議案がまだこの委員会で審議中だから、余りその経過について意見言うのはちょっとあれだと思う。そして、文言を見ると、意見として意見持ってもいいんだけど、私はそれが法則のない意見と理解しております。それ以上のものにしようとするれば、この委員会と各委員の権限を誤脱することとなります。それがちょっと気をつけないといけないと思っております。それについてコメントがあればいい、ないならば指摘で置いておきます。

◎矢幡副委員長 鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 有料化と基金条例、いずれも可決していただければ一体というふうに考えております。市長もたしか答弁させていただいたとおり、議員それぞれ判断していただけて、一体という形の中で広域ごみ処理、当然、ごみの減量化も進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしますと思います。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はございませんか。

稲垣委員。

◎稲垣委員 基金については、私も基本的に賛成という立場に立っております。それで、宮地委員も先ほどおっしゃったんですけど、本当はこの基金条例を出す前に、きちっとした計画等わかれば、それは本当にいいと思うんですけど、まだ今そういう状況にない、しかし、もう10年後には完成させたいという、そういう目標があるものですから、目標の年、平成30年が決まっている以上は、僕は処理施設、完全にどういうものをつくるかというのは見えてなくても、万が一広域でやらん場合でも、犬山市単独で進めるというようなことになろうかと思っておりますので、基金については、この条例についてはいいんじゃないかなと思っております。うちの会派の中でも、この犬山市広域ごみ処理の、広域は取ったらいんじゃないかというような意見はあったんですけども、それは犬山市が広域で進めようという、そういう強い意向を示す意味で広域は入れた方がいいということで、話をちょっとした経緯もあります。

それで、先ほど来、施設に関して決まってないものですから、犬山市の今の現在の処分場が全部なくなるかどうかかわからないようなお話があったんですけども、犬山市としては、どのような基本的な考え方で臨まれようとしているのかお聞きしたいと思います。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私どもも焼却施設については、当然廃止の形ということで、リサイクルセンターをどのようにするかということは、まだちょっと今度の新しい処理基本計画の中で十分詰めていきたいなと思っております。業者委託の方がすべていいのか、市の直営でいろいろな施設、小牧市とか大口町さんがやってみえますので、そういった方法がいいのか、そういったものを含めてリサイクル部分を検討してまいりたいというふうに思っています。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第83号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第88号議案を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 (第88号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

久世委員。

◎久世委員 第88号議案に関しまして、2点ほど質疑したいと思います。

まず1点目ですが、フロイデの施設自体の老朽化の度合いについて、前回の委員会の中でも若干指摘をさせていただきましたけども、フロイデの今施設の老朽化の度合いがどれぐらいなのか、それを更新していった場合にどれぐらいの費用がかかる見込みとなるのか。そして、そういった更新していかなければならない施設が、どの程度、どういったものがあるのか、具体的にお示しをいただきたいということと、2点目として、愛知スイミングさんの決算状況について、本会議の議案質疑の中でも若干疑義を含めた質疑がございました。私としても非常に決算状況をかんがみますと、万全ではないと。もし、この業者さんがぼしゃった場合、経営状況に何らかの危機が訪れた場合の想定も今からしておかなければならないと考えます。この対策はどのようにとらわれているのか、2点お聞かせをいただきたいと思

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 フロイデの老朽化でございますが、会議室の方等々は細かい部分、この3年をかけまして、電球とか、そういうものを、安定器を変えたりして調整をしております。一番問題になるのが、プールとフィットネス、特にフィットネスでございます。フィットネスの機器が非常にやはり老朽化してまいりまして、これが一番問題になると思います。それで、今までが余り機器を変えてございませんでしたので、これから計画的に機器を少しずつでも新しいものに交換をしていこうということでございますので、例えば、こぐ自転車1台でも何十万円、70万円ぐらいしますもんですから、その辺かかんがみて、費用のことはちょっとわかりませんが、3年間の、例えば計画を立てて、そういうものは数字で持っておりますので、またお示しができるといふふうに思っております。

次に、2点目の決算状況でございますが、愛知スイミングの決算で、2年ほど赤字が出ております。その2年は、1点がゴルフの会員権の債権の処理ということでございます。それから2点目が、急激な人件費の高騰によるものというような2点が考えられます。

そして、この欠損金につきましては、前年度の利益の剰余金を補てんしますと、当年度の繰越利益剰余金としては、2,100万円ほどありますから、資産状況としては、純資産が2,100万円ほどございますものですから、特に経営状況が悪いということはないと思います。ここ2年ぐらいがそういう特異な状況によりまして赤字というようなことになっておるということでございます。

それと、仮に愛知スイミングが倒産、手を引くというようなことでございますが、そうした場合は、やはり私どもといたしましては、当然、想定はしたくはございませんですが、そうなった場合は、当然顧問弁護士等と相談をいたしまして、債権を確保するような形で裁判所等に交付要求というような形になるかと思いますが、以上でございます。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 まず1点目ですけれども、自転車1台でも何十万円、これから計画的に更新計画をつくるということですが、まず今の段階で、これから何年か先たったときに、それが利益がどれぐらい出るかという見込みをまずつくるべきだと思うんですね。それがその更新の費用に見合わなければ、もういつそのこと今の段階で損切りをすることも必要だと思っております。そういった、いつまでもだらだら続けていては、損ばかりどんどんどんどん垂れ流すということになりかねないわけで、ここで3年間の契約をしてしまうと、3年間は少なくともその事業を継続しなければならないという義務がこういったもの、行政側には生まれるわけですね。業者側も要求にもこたえなければならないわけですし、今の一般的なフィットネスの施業状況を考えますと、もう民間の施設の方がはるかに大規模で最新型もそろえて、人の待遇もいかどうか、今のフィットネスさんも頑張っておられると思いますけれども、非常に困難な状況になってくると思います。そういった状況も考えて、ここで本当にフィットネス事業、プールも含めてですけれども、継続していいのかどうかということも、今後の施設の更新状況もあわせて考えていただきたいということを思います。

その点については、フィットネス事業の見通しについてご答弁をいただきたいということと、もう1点の愛知スイミングさんの状況に関して、利益剰余金があるから、いいという資産状況ではあるにしても、やっぱり全体の資金的なところだと、非常に私は不安だと思うんですね。まず、規模が小さいということと、単年度で1,000万円弱の赤字を出される企業さんであることはもう間違いないわけです。特異な状況が2年続いたからということですが、今後数年間、また特異な状況が、今の経済金融危機を考えると出るということが考えられるわけですね。その対応として、顧問弁護士とそのときに対応するということですが、もう今の契約の段階から、この辺は盛り込んでおかないと、契約条項に、後になってもどうしようもないですから。そのときに弁護士さんに頼んでも、あなたはそういうふうな契約したじゃないですかと言われておしまいですからね。そこで、債権確保しようと思ってもできない場合が多々あるわけです。従業員さんも給料確保しなきゃいけないし、だから、その辺の契約を、例えば債務不履行が先方の方にあった場合に、今から違約金をどういうふうにし

ておくか、指定管理料の支払いの方式もできれば、回収ができなくなるような状況を防ぐ条項も盛り込んでおくことも必要だと思いますので、そういった対応についても考えていただきたいと思います。2点について答弁を求めます。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 今の2点目でございますが、愛知スイミングの関係でございますが、今後、12月議会で議決をいただきましたら、細かい内容について協定書というのもつくらせていただきまして、その中にいろいろ今のお話でございますが、会社の倒産等々を含めて、関係者、弁護士さんとか、いろいろと話をちょっと聞きまして、その辺の条項を盛り込むような形をとらせていただきたいと、このように考えております。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 フィットネスとプールもあわせて、今後、これら指定管理者に任せたとしても、利益を上げるような事業であるのかどうか。

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 この3年間、以前にもご報告申し上げましたが、指定管理者が1,400万円ほどの赤字を出しております。それで、今回、愛知スイミングのこの3年間を試算をしております。1年目については、過去3年間の事業形態を踏襲して、いろいろご意見をいただいて、平成22年、平成23年で挽回するというようなことでございますが、1,400万円が愛知スイミングの試算では、600万円ほどのある程度赤で進むんじゃないかということで、確かに赤なのはどうして受けるんだということなんですが、やはり愛知スイミングさんが、非常にやはり私どものフロイデの施設に対して指定管理を希望されて、魅力のある施設だということで、得意な分野のプールとフィットネスにおいて改善を図っていきたいというふうに考えておりますので、そういった形になります。

以上でございます。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 今の魅力のある施設というのは、どなたからお聞きになったんでしょうか。

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 向こうの、合同プレゼンテーションのときの業者です。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 出席された方は。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 向こうの会社の職員というか、愛知スイミング側からですね。改善の余地があるというか。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

ピアンキ委員。

◎ピアンキ委員 これは3年前を思い出す。本当に重要な議論しているような気がします。3年やって、すごい簡単な質問聞きますが、3年やって、またゼロからスタートしているような

気がする。3年前よりもちょっと悪い状況で、難しい状況でスタートしてるような気がします。

これからこの3年の間で、3年ごとにまたゼロに戻ってやるのは、ちょっとエネルギーがもたないような気がする。これから3年後に何かフロイデとして、行政がビジョンを持った方がいいと思います。それが、その持っているビジョンをちょっと説明していただければありがたいと思います。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 委員さんご指摘のとおり、やはりこの3年間赤字続きの指定管理者でございましたんですが、今回、それを直営に戻す云々というのは、ちょっともう時間的にも、いろいろ話はしたんですが、ちょっと間に合わないということで、この3年間、指定管理者受けていただくところがございまして、この3年を一つの期間と考えまして、年度変わりましたら、例えば役所の関係ですね、私どもとか、それから市民体育課とか、健康推進課、それから議員さんたちも交えて、今後のフロイデの運営方法、管理運営をどうしたらいいか、この3年後、また3年後に指定管理云々といいますと、またこれ今ピアキ委員のご指摘のとおりゼロからスタートになりますので、この3年と言わずに、まず1年、2年のうちに、3年後をどうするかということをお知恵をいただきながら検討していきたいと、こんなふうに考えて、早々に年度変わりましたら、そういう検討委員会のようなものを立ち上げて、1年以上かけて、じっくり審議をして進めてまいりたい、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎矢幡副委員長 ピアキ委員。

◎ピアキ委員 本会議で、岡議員の質疑の中であったと思う。多分この意見も何回も聞くことあると思うんですが、やっぱりスポーツと、貸し館が分けて、こういう観光交流とか、貸し館とスポーツが、同じ建物にあるだけで、一緒にする必要はない。その方向に検討していけば、そういうようなことを考えてるかどうかをもう少しご意見をいただきたいと思っています。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 委員ご指摘のとおり、私どももそういうことだと思います。やはり、国際観光センター、貸し館の部分にもプールとフィットネス、ちょっと異業種のもが入っておりますので、そのあたりをやはり先ほど申しましたように、来年早々にも年度変わりましたら、そういう検討委員会のようなものを立ち上げて、どうやったらせっかくの施設を有効に使えるか検討して、例えばそういうふうであれば、指定管理の方を分けると、プールとフィットネスの部分だけをまた新たに指定管理にして、会議室を直営とか、いろんな方法があると思いますので、私どもでご提案申し上げて、そういう検討委員会でご検討いただいて、よりよい方法を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎矢幡副委員長 ピアキ委員。

◎ピアキ委員 それについて一つだけ指摘があるのは、いつかやらなければならないなら、私

もちよっと迷っています。たまには苦い薬を飲まなければならないなら、早く飲んだ方がいいか、延ばした方がいいか、私もちよっとこの場合、どうした方がいいか、自分でもわからない。もう一つ聞きますが、また愛知スイミングが運営してくれると、今のフロイデや元のフィットネスのスタッフがいますので、アクティオのとき、ドルフィンのときで、ドルフィンの前のときからいる人、そういうスタッフもいますね。すごい使ってる市民とすごい親しいものもあるし、できるだけそういう継続があれば、市民にやはり大きな変わりがないような道ができればいいと思います。その辺についてどう考えていますか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 ここで、12月議会でお認めいただければ、年度明けたら、今のアクティオにももう話してございます。もし変わった場合は、引き継ぎ期間を十分とりまして引き継ぎをとる。それと、今言われたように、プール、フィットネスは前からの職員がおります。その職員の待遇も、この愛知スイミングが引き受けてくれるのか、それと受付業務は女性が何人かおりますが、この受付業務の女性につきましては現地採用でございますので、せっかくなれた職員でございますので、当然、4月以降、その職員は職を失うわけでございますので、その辺を何人か、例えば引き継ぎで愛知スイミングの方へ引き継がれていけば、業務上、あんまり、当然変わった当初は混乱はあると思いますが、スムーズにいけるような形で、引き継ぎにも、私ども行政加わって、3者で引き継ぎを進めていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ありませんか。

水野委員。

◎水野委員 指定管理者は民間ノウハウを生かすということで取り入れられて、結果的にうまくいかなかったということですが、ですから、なぜうまくできなかったかきちっと検証しないと、次やってもまた同じ結果でということになる危惧されますけれども、そこで、フィットネスの部分で財政的にはいかなんだということです。その辺、具体的にどの辺なのか、それから当時と今、フィットネスがあって、その辺で、ドルフィンさんはあまりフィットネスは好きじゃなかったということか。プールとフィットネスの財政といいますか、どういうふうになってるのかということですね。その辺で、ドルフィンさんに問題があったかどうか、会社としてね。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 ドルフィン自体に問題があったかどうか、ちよっとこれは難しいんですが、ただ、ここを取り巻く環境ですね、やはりプールとかフィットネス、こういう施設が新しいものが近隣、可児市とか、各務原市、それから扶桑町にもできました。こういうところは、先ほどもお話ございましたように、民間のノウハウを使って、新しい施設、新しい道具とか、新しい器具を入れてますし、どうしても、そちらへ流れるというようなことでございます。

それと、イトーヨーカドーの中にも女性専用のフィットネスですか、こういうものも新た

にできたみたいで、近いところに類似の新しい施設ができてしまいますので、どうしてもそのお客さんがそちらに流れるというようなことが続いておりますので、ドルフィン自体が努力はしたとは思いますが、どうしてもその辺、お客さんが流れたということでございます。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 市場の競争は厳しくなるんだから、どうにも一緒だと思うんですが、そういう点だからこそ、民間入れたらよかったということですが、できなかったということですから、その辺の見通しがきちっとできなかったというのは、指定管理者の方も、行政の方も問題があると思いますけど、これで、愛知スイミングさんになって、その点、フィットネスの新しい機械を入れるというのは方向出てますけど、それ以外は、特に出てないわけですが、それで大丈夫なのかということと、それから愛知スイミングさんは、逆に言うと今度は、プールは、これ見ると、得意の部分ですけども、貸し館業務、特に大ホールなんかは一定のコーディネーターという人がいて、きちっとあれしないとうまくいかないということもありますが、その貸し館の方、全体までやって、愛知スイミングさんができるのかどうなのか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 フィットネス、プールにつきましては、やはりドルフィンも専門で、愛知スイミングも専門で、公共施設、こういうものを多く指定管理でやっております。例えば、小牧の市民プールとか、各務原の市民プール、それから名古屋のスポーツセンター、これもやっておりますので、公共施設のこういうプール、フィットネスについては、やってみないとわからないという部分はありますが、期待をしたいなというふうに考えております。

それから、貸し館の部分でございますが、これもやっぱり議員ご指摘のように、愛知スイミングは不得意な分野だと思います。しかしながら、先ほど言いました名古屋のスポーツセンターとか、安城のスポーツセンターは指定管理を受けておまして、その中の貸し館、例えば会議室とか、いろんな部分の業務も請け負っておるそうですので、全然ないというわけではございませんもんですが、それに私ども行政もある程度協力をしながら進めていけば大丈夫ではないかと、こんなふう考えております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 先ほどから直営の話とか、貸し館業務、直営で、得意なのはスイミングという方法とかね、ということが時間がないのでできないということですが、既に前年度から赤字ができてから、なぜ早く検討委員会が立ち上げられなかったか、どうかということですが、

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 済みません、これは私どもの受けとめ方が甘かったということに尽きると思います。大変本当に申しわけございませんでした。もうちょっと早く立ち上げておれば、昨年か一昨年。ただ、変な話、3年前に指定管理を導入しまして、指定管理、その当時はやりというか、そういうものがございまして、指定管理を受けた、使ったわけなんですけど、そこでちょっと行政側として指定管理に任してあるという安心した部分がちょっとあったんでは、赤字が出てても市ではない、その業者さんが赤字を持つということですので、そういう部

分があったかと思しますので、今回はもし受けていただければ、早急にこの後の3年後を目指して、検討委員会を確実に立ち上げて、進めていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ございますか。

宮地委員。

◎宮地委員 赤字が大分話題になってるんですけども、民間であれば、当然赤字を出さんというのが目標だろうと思うんですが、これまでの業者では、幾らで委託をしており、今後、来年度から契約は大体どの程度の契約金額を想定されているのか。赤字であれば、ここに金額ちょっと出てないんで、その委託お願いしたいと思います。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 3年前に指定管理を導入した平成18年度が2,500万円、平成19年度が2,500万円プラス、行政財産目的外使用と申しまして、レストランとか喫茶店の部分、これを平成18年当初は一たん市に受けて、指定管理者に渡してあったものを合わせて渡すという形で、これが480万円ほどございますので、平成19年度につきましては、2,976万2,541円、平成20年度が2,963万4,833円、このような指定管理料を支払っております。

今回、募集をさせていただきました指定管理料につきましては、3,300万円を上限として提案しました。そうしましたら、愛知スイミングさんが出してきた金額については、3,284万9,000円ということで、3,300万円以内ということで申し出がございました。

以上でございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 前年と比較すると、300万円近く値上げしたということですが、赤字を出していた金額というのは、現在やっておるのが、ここ二、三年幾らぐらいずつですか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 まだ平成20年度は出ておりませんが、平成18年度で1,424万6,000円、平成19年度が1,406万2,000円、両方、平成18年、平成19年とも1,400万円ほどの赤字が出ておるといってございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 その赤字の原因はどこになるか、フィットネスと、プールだけなのか。その内訳がわかれば。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 貸し館業務の方は、少しですが、黒でございます。それで、この赤がプールとフィットネス、この部分だけの赤でございます。

それで、今現在の指定管理者は、アクティオというところとドルフィンと、共同でやっておるような形でございますので、1,400万円の赤字を両方で持っていると、700万円ずつというような形であると聞いております。

以上でございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 内訳がわからんね。プールで幾らとか、フィットネスで幾らとかいうふうにはわからないわけだね。

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 資料を持ってません、済みません。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 そうすると、合わせると、3,900万円ぐらいの経費がこの事業にはかかるということだったんだが、犬山市で単独でやってたときは、これ総額幾らでここを運営してたのか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 平成17年度が直営の場合が、収入の総額として1億2,000万円、支出の合計が1億9,000万円というような形で、7,000万円ほどの市の持ち出しがあったということでございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 7,000万円ぐらいの赤字であったのが、要するに今度業者に委託して業者が1,400万円の赤字ということですが、これはいわゆる予定価格というのは、ちょっと低く抑え過ぎてるんじゃないかなという気がするんですけども、先ほど、プールやフィットネスに損金が出れば、もうやめていいんじゃないかというような意見も出たんですが、公共の施設だから、公共のためにやる事業は、市として当然やっていかないかんわけだから、僕は廃止はあり得んと思ってるんですけど、特に、プールなんかは、どこにもない犬山市でただ一つの市民のプールだから廃止は考えられませんが、フィットネスで、先ほどイトーヨーカドーにそれが出たということで影響があるというようなことを言ってたんだけど、イトーヨーカドーとこの国際フロイデのフィットネスは、それによってどの程度影響を受けたのか、そしてまた、利用料金はイトーヨーカドーと犬山市でどの程度の金額の差があるのか。受講料ですね、月の受講料に変化がその辺ちょっと。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 その辺はちょっと持ち合わせておりませんが、イトーヨーカドーに女性専用のフィットネスができたことも当然なんですけど、それだけではなしに、近隣にもそういうプールとそれに併設した簡単な、そういうものがあるということ。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 そうすると利用ニーズは減ってきてるの。

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 利用ニーズは減ってきております。利用状況でございますが、フィットネスとプールの方ですが、総合計で平成17年が13万5,799人ございましたものが、平成19年度が12万755人ということでございまして、1万5,000人ぐらいの減でございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 恐らくこれはプールもフィットネスも老朽化によって、利用者が減ってきてるんじゃないかなということで、計画的に交換したいということだが、遅いわ、対応が。僕はプールについても、もう10年も前からプールの使い勝手が悪いということで市民から聞いておいて、僕も現実に、プールへ行ったけれども、とても塩素が強くて、目が真っ赤かになって帰ってきたんです。利用してる人に聞いても、また利用している職員に聞いても、塩素がほかのプールと比べて強くて、頭の毛や、あるいは着てる水着も黄色くなって、変色してしまう。そのくらい強くやってるということで、むしろ僕は知ってる業者が無料で塩素を抜く装置をつけようかという話を提案したんだけど、それつけるにしても、今機械が、全体の機械が老朽化しとって、とてもじゃないがそれどころじゃない。老朽化したプールの設備を早く直さないかんいうことを、そちらが先決だということで、まさにその当時の、それをいつまでも引きずってるわけですね。幾ら、フィットネスの機械が高かろうが、市民が利用する施設については、定期的に交換していくというのが、こんなことは大原則だと思う。それを怠るとるわけだよ。行政全体の責任かもしれん、現場の責任かもしれん、それはもう両方だと思う。そこをきちっと提言していかんと、いつまでたっても同じ機械では、老朽化は免れないんです。どうしても新しい機械に入れかえていくということは、もっと努力してほしいということと、僕は先ほど委員が言われてたように、雇用については、それは引き継いで職員が同じ人がいいのはわかるけども、それを余り制限していくと、赤字をそのまま引きずるだけの話ではだめだから、やっぱり業者のサービス低下につながらない範囲で、人は交換されるのは経営上やむを得んというふうに思ってるんで、余りそこを強調すると、赤字をつくって、倒産するようなことになっていかんですから、ぜひサービスの低下につながらないような方法でやってほしいということと、もう少し現場に合った予算の、いわゆる委託料を払うべきだというふうに僕は思います。7,000万円の赤字を出してたのを業者によって1,400万円の赤字で抑えてるということは、やっぱりそれだけ民間の努力がされてるということだから、もう少し、その幅を狭めてやってもいいんじゃないかなという気がしとるんです。その辺の見解はどうですか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 そうですね、その辺は1点目の施設の老朽化、機械云々、これは私、以前担当は違いましたんですが、当然、毎年計画を立てて予算要求をさせていただいて、ということで当局とは調整しておったんですが、なかなか予算がつかなかったということでございます。

それと、サービス低下にならないように、従業員等の継続の話ですが、これはあくまでももしここでこの議会で通らしていただければ、愛知スイミングに話しますが、当然これは愛知スイミングの考えがございまして、それはやっぱり重点において、その考えを中心に、もし愛知スイミングの方が今の従業員の方で何人かという話があれば、当然うちの方も話しますが、うちの方から言うべきことではないとは考えております。愛知スイミングの、あくまでも方針、この赤字を覚悟で受けてくれるという、やはりそれなりのものを持って受けてくれたと思いますので、それは愛知スイミングが優先して、向こうの意向があれば、うちの

方で調整をさせていただくというようなことを考えておりますのでよろしくお願いします。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 最後に部長に一つ指摘しておきたいんで、ぜひ部長の方にこれまで自主運営していたときと比較して、かなり抑えられてきてるんだから、機器の整備というのは、そこの比較もしながら、やっぱり予算要求を部長も力入れて、やってください。

以上です。

◎矢幡副委員長 鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 指摘のとおり、今後努力させていただきます。

塩素の件については、私も友達から聞いて知ってますので、そこら辺のどこを市民サービスという点でも努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 時間がなくてとか、相手の事情等で努力されて、愛知スイミングになった状況みたいですけども、実績等を見ますと、競合相手と真剣に勝負しなくてもいいところばかりのような感じですので、施設面でも。本当に営業努力をどこまでされるか、期待はするわけですけども、最終的にやっぱり赤字を解消するためにどういう努力をされるのか考えていったときに、時間も限られた古い施設で、お客をたくさんふやすことは非常に厳しいですので、赤字を減らすためには、どうしても人件費削減とか、経費削減のところにおいていくと思います。そうってきますと、サービスが当然低下するのは目に見えておまして、市民の方からは、公共施設でありながらこのサービスは何だと、この運営は何だという不満が出ますけども、3年間の契約をした場合に、相手方は本当に努力をされて一生懸命やるんですけども、市民の不安と不満の度合いと、愛知スイミングさんの努力が頑張ると言って、言い続ければ不満は指導しますで終わっちゃう、3年間でどんどんいくわけですね。ですから、その辺の限界を、どの辺でどう見きわめてどうするのかという、非常に難しい話ですけども、見通しやら契約の件で何らかの考えはありますかどうか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 そのあたりは、やはり愛知スイミングも、この1年間はず、この3年間の事業を継続してやるような形で、その中でやはりその利用者の方の意見を多く取り入れて、聞きながら、その次の年から改善できることはもう改善して、市民中心、利用者中心の運営にかえていきたい。例えば、夏ですと、今、高齢者多いんですが、うち、10時とか、9時半とか10時からなんです、それをある程度時間を早い時間とか、要望があれば、8時とか、9時から始めるとか、それから夜、例えば、夜、平日は無理にしても、週末を例えば1時間延長して10時半とか、それぐらいまでやると、これで今までとは違ったお客さんの層を獲得しようというようなことも考えておるみたいですので、それもうちと協力しながら、お客さんを中心にしたそういうサービスができればなど、こんなふうに考えております。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 お客さんの声は今までも随分ありますわけですから、それをどのような形ですぐに始めるかどうか、とりわけ時間の問題については、随分前から言っておりますので、来

ている人じゃなくて、来ていない人の声という部分をどれだけ受け入れるかどうかという問題と、さっきの話、向こうがやめると言わない限りは、3年間いくわけですので、その辺も含めて、答弁としては頑張ってますので、指導してますのでというふうで終わりそうな雰囲気ですので、契約のところで、上手な方法はないかどうかというのをよろしくお願ひしますと指摘して終わります。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第88号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第89号議案、第90号議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

余語維持管理課長。

◎余語維持管理課長 (第89号議案、第90号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

◎宮地委員 本会議でも質疑したんだけど、いわゆる市がやる事業は別として、業者がやる建売なんかで、街路灯の話をしたんだけど、部長は条件に入れて、住宅ができたことによる安全性というのは、やっぱり行政としても確保していかないかんことだから、やっぱりいっていきべきだと思っただね。それに対して、僕が質疑した後に、山田議員が全く違う見解を言って、また部長もそれに合わせたような答弁しとったので、一体どうするつもりであるのかわからんようなことだったんだけど、各市町の状況と、それらとび離れたことやっとならばはいかんけれども、やっぱり地域は必ずそういう話が出てくるんだから、そういうものができやあ、そこの周りに行くまでの通路とか、あるいはその団地の中の安全性、真っ暗だもんで、ここの団地の中に街路灯をつけてくれというのは、もう町内要望として出てくるわけなんです。当然、それは条件につけられるはずだということだと思うんだけど、再質疑、もうそれ以上僕は本会議でやれなんだで、委員会でやりゃあいいと思っただけでも、その辺の見解をもうちょっと整理して説明してもらえんかね。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

河村都市整備部長。

◎河村都市整備部長 宮地委員の言われる、やはり住宅団地の中の、やはり街路灯は、当然開発行為に伴って、これは要望していかないかん。ただ、それ以外にもいろんな条件、条件を例えば水路の改修を流末までやれだとか、あるいはそれにとりつく前後の区域外の道路を改修せよとか、加重ないわゆるこの条件は、これはつけるべきじゃないという、こういう話、これは街路灯につきましては、やはり要望していかないかん、これは維持管理課と私の方は統一的にそういう見解を持っています。当然、住宅はりつけば、当然要望は必ず出て来ますので、これはやはり先行して、やはり街路灯、市のタイプと同じもので結構ですので、条件をつけていきたいというふうに思っています。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 私は街路灯のことを言ったんで、水路のことを言ってえへん。そこまではやっぱり限定して、街路灯のこと、あるいは道路の安全性がなかったら、それはやっぱり団地の中の安全性というのは、よく書類上でも、あるいは現地でも確認して、附带条件にしとかんと、それはそのたんび、市税が入るでええちゅうもんでなしに、やっぱり町内にもそういう負担がかかってくるわけだから、できない場合は町内でつけとるところもあるんでね、ですからそこは指導していくよう指摘して終わります。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第89号議案、第90号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第91号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入の方からお願いします。

余語維持管理課長。

◎余語維持管理課長 (第91号議案歳入説明)

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 (第91号議案歳入説明)

◎矢幡副委員長 続いて、歳出の説明をお願いいたします。

山田交通防犯課長。

◎山田交通防犯課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 小川農林商工課長。

◎小川農林商工課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 余語維持管理課長。

◎余語維持管理課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 岡田建築課長。

◎岡田建築課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 城下水道課長。

◎城下水道課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 佐々建設課長。

◎佐々建設課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 岡田建築課長。

◎岡田建築課長 (第91号議案歳出説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

質疑の方、時間がございませんので、ここで暫時休憩ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 では1時から再開します。よろしくお願ひします。
暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

再 開

午後1時01分 開議

◎矢幡副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第91号議案の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

福富委員。

◎福富委員 12ページの犬山市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金のエレベーターの件ですけれども、これ3基ということを知りましたんですけども、これ江南駅でもエレベーターつけられたときには、夜ばっかだというのは、市民の通行量もあって、駅構内乗車される方、おりられる方があって江南の駅の場合は夜の工事が多かったと思うんですけど、この工事に対して、犬山の駅は夜か昼か、これどのような工事でありますか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

山田交通防犯課長。

◎山田交通防犯課長 これはやはりホームが狭いということで、やはり昼やりますと、非常に乗降客の方に危険であるということで、ほとんどがやはり江南と一緒に夜間工事になるというふう聞いております。

◎矢幡副委員長 他に質疑ございませんか。

水野委員。

◎水野委員 25ページの4款衛生費の第83号議案でも話題になりました広域ごみの基金の積立金の問題ですが、指定ごみ袋の有料化と連動するという話もありましたけども、今回補正という形で出てるわけですけども、通常やっぱりこれだけの大きい問題ですと、一定の庁内でも議論がありまして、皆さん、来年度予算されるのに実施計画つくってこう大変苦労されて、それでもって予算化されるかどうかということであるわけですけども、そういう点からいったら、重要度からいったら補正で短期間で出されるべき予算じゃないと思いますが、そういう点で、この基金について、庁内でどのぐらいの論議といたしますか、過程があったのかお伺いします。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私ども広域ごみ処理施設整備基金につきまして、当初頭出しをするかどうかというようなことでしたが、私どもの原課の方といたしましては、将来にかなりの

多大な金額が必要になるということで、有料化の方の利益分についても積み立てていきたいと、そして一般財源の方でも応援をしていただきたいということを何度も繰り返し財政当局初め上層部の方に折衝いたしまして、今回、頭出しということではなくて、ある程度の金額を積み立てていくということでご了解をいただいたものですから、3,000万円というような金額にさせていただいております。

原課の方でも議論いたしましたけど、上層部の方とも、財政当局とも何回も協議させていただいております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 3,000万円の中身については、先ほど議論ありましたように、余りにも大ざっぱで具体的には詰められてないということは確認しましたが、そういった点で、この広域の話もありますけども、庁内でこのごみの問題を、具体的な問題、どういう日程で、どういう形の、特別なこれに対する、委員会なり協議会なり、そういったものが必要かどうかということや、その辺どういうふうに考えてみえるかお伺いします。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私どもはごみの有料化ということで、これは大変重要な問題ということで、市の政策を決定する、決定するというか、協議していただく政策会議の方に提案させていただきまして、政策会議の方で3回協議させていただいて、犬山市の方針というような形にさせていただいて、条例の方も提案させていただいております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 ほんどごみの問題をきちっと進めようと思うと、そこも2回や3回の政策会議で決定できるんじゃないと思いますし、基本計画を、本当は基本計画に基づいてきちっとごみの問題を方針出していくというのがプロセスだというふうに思いますけれども、そういう点で、今、平成15年につくられた基本計画では、ごみの有料化は確かにうたってありますけれども、生ごみの処理とか、そういった減量政策、この基本計画はかなりの部分を割いて、生ごみの堆肥化と、そういう形の減量もうたってありますけれども、しかも市民や事業者ですか、そういったパートナーシップでもって減量政策をやる、その上に立ってごみの有料化を検討するというを書いているわけですから、そういう点からいくと、基本計画を見直しということは考えてみえるということでしたけども、これの具体的な日程といいますか、スケジュールはどのように考えてみえるのか。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私どもは今ご指摘にございましたごみ処理基本計画、こちらの方で堆肥化の問題、それと補助制度の問題とか、いろいろ政策打ち上げております。おおむねこの基本計画にして云々というものにつきましては、生ごみの補助金の問題、それから資源化の問題、そういったようなことで、おおむね事業としては、対応してまいったと思うんです。

堆肥化という問題につきましても、一つの方策としてあるということで、私どもの方、集団でやるのか、個別でやるのかというようなことで、集団につきましては、非常に問題点の指摘されてるところもあるし、成功した事例もあるよと、いろいろございまして、犬山市の

場合は、当面の間、個別対応で、補助金対応で生ごみの対応をしていただくというような方針で、毎年補助金を確保して、市民の皆さんに各家庭でやっていただくという方針をとっております。

今後、集団でやるというところで、先般名古屋市の南区の方も、生ごみの別処理でやるというところがとんざしまして、大量に集団でやるというのは非常に困難かなというふうには私自身も考えておりました、個別なり、本当に小さなグループで対応できるというのを今後一つの方策として考えていきたいと思っております。

計画につきましては、今年度中にコンサルに委託してございますので、今年度中に最終案までまとまるのか、新年度に持ち越して年度途中までかかるのか、ちょっとそのあたり最終的な詰めをしなきゃいけませんけども、今年度中には基本線だけは出していきたいと思っております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 基本計画すぐにはできんということですから、少なくとも基本政策ができるんだったら、それをつくって、その議論に入って、そして市民にもやっぱりパートナーシップでやっていくということですから、そういうことを周知した上でやっていくべきだということを指摘しまして終わります。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ございませんか。

稲垣委員。

◎稲垣委員 29ページ、7款土木費の土木管理費、17節の一番下ですけど、公有財産購入費、これは犬山市の道路敷内3路線、水路敷内2カ所で2路線の、それぞれ4件、3件という説明いただきましたけども、まだこういう未登記用地というのはどのぐらい現在存在して、今回4件、3件という形になったのかお聞きしておきます。

それと、こういう未登記用地は、測量まではされてるのか、これ測量費用も含めた購入費なのか、その辺の内訳もお示しいただきたいと思えます。

◎矢幡副委員長 余語維持管理課長。

◎余語維持管理課長 未登記用地の件数ですね、これはたくさんあります。把握はできていません。いわゆる赤線、青線の部分が入ってきますので、以前までは国が持ってましたが、私の方にもできた部分もありますので、当該用地は、そういう部分もありますので、ちょっと把握できておりませんが、測量して、当然購入することになりますので、費用は含まれております。

◎矢幡副委員長 稲垣委員。

◎稲垣委員 この公有財産というのは、赤線、青線を市民の皆さんにお分けした分の土地。

◎矢幡副委員長 余語維持管理課長。

◎余語維持管理課長 そうじゃなくて、もう既に使っちゃっておられる部分ですね。逆です。道路が使ってる部分です。道路として道路の中に民地が入っているというものです。本来買い上げてるのかどうかわかりませんが、現状では、個人のものになってますので、それを買い上げるというものです。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ございませんか。

宮地委員。

◎宮地委員 3点ぐらい聞きますが、まず、頁数9ページ、賠償保険の9万3,000円ですが、もうちょっとこれ、どういう状況で、桜の木に当たって補償しんならん、そんなこと言ったら、これ街路樹、どんだけでもあるけれども、街路樹にぶつかったっていつて補償もらやあ、こすったやつ、どんだけんでも請求されるんじゃないかなという、そういう心配もあるけども、これどこの場所で、どういうふうにして起こって、どういう状況か、説明してもらえんかね。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 こちら先ほどご説明申し上げましたように、犬山富士線でございます。これ材木町の、木津用水沿いといいますか、段がございますよね、犬山城の下の段、あそこからずっと木津用水沿いに四日市の信号に来る、南に来る間でございますが、あその桜の木というのは道路敷上に桜が立っているわけなんです。道路敷の中に桜がありまして、枝が道路上に張り出しているという状況がかなりの本数ございます。そちらのトラックが、対向車があったもんですから、トラックが道路ぎわの方に寄っていったときに、高さ4.5メートル以下の、通常4.5メートルまでは、障害物がないように道路管理をしなければならないということで、道路法第30条の第1項で4.5メートルのところまでは障害物がないように確保するというような記載がございます。それで、4.5メートル以下のところに桜の枝が張り出していたと。枝というか、幹がずっと太い幹が出ていたと。トラックが対向車を避けるために、道路ぎわに寄ったところ、そのアルミボックスといいますか大きな冷凍車ですね、いわゆるそういったような大きいボックスの角が桜の幹にぶつかったという形になっております。対向車がなければ、運転者の方も真ん中を通過して事故がないという形になるんですが、対向車があったもんですから、道路ぎわに寄ったときに、そのアルミバンといいますか、四角いトラックの前方左側が桜の幹にぶつかったというような形になっております。

こうした事故がどこの市町もあるということで、判例の方、これちょっと調べてみましたら、平成12年に倉敷市の方で同様に桜の樹木が出てまして、トラックがぶつかったということがございまして、これ判例も岡山地裁の方の判例が出ておりまして、街路樹が出てということだと、貨物自動車衝突する可能性が高く、危険防止措置も十分でなかったのも、通常有すべき安全性を欠いていたというような判例の趣旨が出ております。そのときに、過失割合ということで、その道路管理者の方の関係が過失7割ということで、あくまでも道路通行上4.5メートルまでの安全確保がされてないということで、管理者の方が過失というような話になっております。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 市内にそういうところまだたくさんあるような気がするけども、今後の対策、対応はどのように考えているか。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 今、資料を探しております。後で資料を探しますので、済みません。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 12ページのコミュニティバスの運行負担金と、その下の鉄道駅バリアフリー化の

補助金の関係です。先ほどの説明だと、何かコミュニティバスの部品を取りかえるとか何かということと、代車を2日間見るということを言っとったんですけども、一遍その内訳はどういうふうな、この72万3,000円の内訳を聞かせてほしい。

それから、鉄道駅のバリアフリーは本会議で質疑があって、犬山駅の北側、通路側にエレベーターを設置するということがあったんですけど、その辺、どの位置にどういうふうに乗客がそこを利用できるのか、その辺の説明をしてください。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

山田交通防犯課長。

◎山田交通防犯課長 まずはコミュニティバスの負担金ですね、これの内訳ということですけど、先ほども申し上げましたように、座席数が11しかございませんので、それは満員になったときにどうしても、立って乗っていただく場合がございます。そういった場合の握り棒、正式にはシート・スタンションというんですけども、握り棒、つかまる縦の棒です。それは各1台ごとに4本要りますので、この1本当たり5万5,000円かかるそうです。その2台分で44万円。物かけフックということで、荷物をかけるための、ひっかける部分が出てくるようなものがございますが、それは12カ所ということで、4,000円掛ける12カ所の10万4,000円ですね、また、代車ですけど、これは2台、それぞれ取りつける期間がございまして、2台掛ける4日ということで、1日1万8,000円、これ握り棒をつけるには、シートをはがして、本体にしっかりつけなければ、どうしても人間がつかまるものですから、しっかりした形で改装しなきゃいけないということで、4日間、土日也使うんですけども、どうしても4日間はいるというふうに聞いております。

それから、続いてエレベーターの関係ですけども、これは現在ある改札口、その反対側、ですから北側になりますけど、そちらの方の壁を破りまして、そちらに改札口を新設し、その横に床を建築工事を行って床を張りまして、そういった人工の床を張りまして、その奥に、それぞれホームの上にエレベーターを設置するという形になります。ホームが2カ所、現在のものと北側と、2カ所こういうような形になります。

以上です。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 それだったらわかります。要するに、エレベーターは北側に設置をするということによって、そこに改札所が設けられるということだと、名古屋鉄道としても、その分余計に人件費が要るかなという、そんな気もするんですけども、このエレベーターは一般も利用できるかどうか、障害者だけなのか、その辺の区別されるのかどうか。

それからコミュニティバスだけですけども、座席が11座席しかないから握り棒を1台に4本、44万円、物かけフックが10万4,000円、こういうのって、緊急にやらないかんの。普通契約するときに、こういうことは当然想定されとらんの。どこの、これって大口町と同じ業者だというふうに思ってる、交通会社、タクシー会社だと思っただけど、こんなのがこちらがやることかなという気がするのと、当然、要請すれば、みんなこちらの金でやるのかな。それは業者として、当然サービスの中に含まれてしかるべきじゃないかということと、2台の4日間の代車というの、4日間もかけてこんなことやるのかなという気がする。少なくとも、

1日もありゃあ、そんなことはできることだろうし、お互いに、サービスを提供する中で、話し合いの中で、部品代ぐらいは見てもいいという気はするけれども、向こうの言いなりになってるんじゃないかなという気がするけれど、どうだ、その辺。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

山田交通防犯課長。

◎山田交通防犯課長 1点目のエレベーターの件ですけど、これは一応、主は障害者、車いすや障害者の方ですけど、当然、そこで制限して使っていけないというようなことはございませんので、一般の方も十分使えるという形になります。

それから、コミュニティバスの関係なんですけども、これは当初はこういうものはない状態で契約しておるわけですね。市の方、いろいろ議会等でもお話ございまして、こういうのもつけていただいた方がいいんじゃないかという要望があつて、それをうけて、私の方があおい交通ですか、そちらの方へお願い、こういうのをつけてほしいということで頼んだわけですので、やはりこれはうちの依頼でお願いすることですから、やはり市が出すべきものというふうに考えております。

それと、値段の関係ですけど、これやっぱシートはがしたりして、きちっと、その後もきちっとやらないといけないし、取りつけもしっかりした形で、後で、慌ててやって、それこそ事故が起こったり、そういうことになっても困りますので、やはり慎重にやるということで、このくらいはやはりやむを得ないのかなということでありまして、このくらいはかかるということで、私ども認識しております。

以上です。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 先ほどの木の関係でございしますが、私どもも事故のあった後、緊急に調査いたしましたところ、環境課の方で所管している桜の木が2,220本ほどございます。それで、安全が確保されてないという桜の本数が約600本ございます。これにつきまして、特に剪定が必要だろうというのは、五条川、あちらの方がなかなか手がいつてないということと、あと、先ほど事故が起こりましたという犬山富士線沿い、こちらの方につきましては、剪定はかなり進めているんですか、伐採そのものを考えなきゃいけないと。道路上にあるのが17本程度ありますので、このあたりを特に考えていかなきゃいけないというところ。

あと、県道各務原犬山線内田地内、かなり道路上に枝が出てきております。あれも観光バスなんか当たる、苦情なんかも来ております。それと、あと犬山南小学校のガードのところ、あそこも手を入れておりますけど、根本的に手を入れないとかなり垂れ下がってるということで、一応予算が今厳しいところですので、新年度から、そういったような事故も起きたということで、増額の方を今お願いしてございまして、危険なところからすぐ対応するというようなことを考えております。

当該事案につきましては、10月の時点で、すぐ剪定作業等をやりまして、安全確保をいたしております。

今後4年間ぐらいで対応したいと思っております。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 僕もたくさんあるだろうと思って質問したんだけど、それは県道あたりは、その事故を防止する意味でやっていかんだろうと思うけども、五条川に手を入れたら、すごくやらんらんとするんだけど、ほとんど道の方に出てしまつとるというもんだからね。むしろ、あそこらは交通規制で高さ制限をすとか、そういう形で別の方法を考えた方がいいと思うんですわ。それか、大型車は通行どめにすとか、通行禁止にするだとか、そういう対策をとつとかんとやね、あれ全部車を通れるようにすといつたら、坊主になってまうがね、片側だけ。だから、やっぱり景観も大事だから、そこを慎重にやってほしいと思います。そんな対策とれんかね。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私どもは伐採というか、剪定を中心という考えしておりますので、ただいまのご指摘の方、関係課の方と一度協議させていただくようにさせていただきます。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第91号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第93号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

◎青山観光交流課長 (第93号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

◎宮地委員 今の城郭内の火災報知機だけでも、質疑もあったように、私たくさんつくらんかと思つたら1機ですか、1機にこの16万3,000円もするんかなという気もするんですけど、何と言つたらいいかな、普通、家庭用のやつだったら、そんな事務所の関係だったら家庭用の報知機でも十分間に合うと思うんだけど、何でこんな高い金額になるんかなということと、火災報知機に関連して、城郭内の火災が発生した場合は、あれは、国宝で、散水機なんかは取りつけられないという答弁してたわ。そんなこと言つとつたら、韓国の南大門じゃないけど、火災報知機が鳴つたって、水がかけれにや、火災がとめれえせんわね、あれたしか火災報知機は鳴つたけど、消火器も備えたつたけれども、結局外から幾らホースで水かけたって、小さな窓しかないもん、中の消火にはまるっきりに立たんです。あれ、山とか、外で火事があった場合の放水銃かね、だというふうに私は理解して、これは中も対策をとらないかなというとき、あれオープニングのときに見てね、相談してきたんだね。あれ中の対策まるっきりに人任せか、人がおらな、夜に火つけられたら、まるっきりに燃えてまうって、跡形もなくなつたら国宝どころじゃなくなつてまうね。そこらの見直しというか、見解はどういうふうで当局思つてるの。中で火災が起きた場合のことは。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 昨年、放水銃は外からでございますが、それは外のがけとか、木の延焼

を防ぐ。中は消火栓がございます。ですから、そこから、そこまで人がそこにおれるか、たどり着けるかということが問題なんです、火災感知しまして、消火栓は通っておりますので、そこから放水すれば、防げないことはないです。ただ、スプリンクラーみたいなものはないものですから、そこまで人が火災報知機が鳴って、たどり着くまでに時間の問題というのはあるかと思いますが、現状では今そういう形で対応しております。

火災報知機ですね。火災報知機は特殊ですね。壁かけ式で、壁にかかっておりまして、要するに、天守閣にございます火災報知機から感知できる連絡が来るものでございまして。

◎矢幡副委員長 鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 大きさは1メートル角ぐらいですが、全体で20カ所の場所から宿直室に火災が発生した場合に連絡ができるようにということで、基盤が設けてありまして。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 事務所の方に火災報知機が悪なったでかえるかしらんと思ったら、そうやなしに監視用のか。監視用のと言わないかん、全然話が違う。それからもう一つ、今の火災報知機を城郭内に設置と、放水用の水口がつけれたんやないの、そんなもん、城郭内だったらつれるはずだ、散水用の。それはやっぱりそれをだめだと言うんだったら、国宝を持ってる四城と文化庁と交渉しないかんわ、安全性から言っても。そういうふうに一遍議題に取り上げてほしいと思うがどうですか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 国宝四条の会議がございますので、そのときに提案してみるように、四条で一遍検討するように。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 運動せないかん。

以上です。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第93号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第94号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

◎青山観光交流課長 (第94号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

稲垣委員。

◎稲垣委員 今の鶴匠さんの勤務時間の昼ですと8時半から12時半、夜ですと、16時半から20時半ということですが、昼うかいは1時から3時までになるのであれば、残業にかからないように、勤務時間の見直しというのはできないんですか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 時間でございますが、当然、鶴匠は朝から8時半までの勤務の中で、昼休みがありますので、その中の昼うかいの対応でございますので、当然、昼うかいやって、その後、夜のうかいに備えるということがございますので、当然、この昼うかいの時間帯については時間外という扱いになると思いますが。ですから、その勤務体系となりますと、朝8時半から20時30分までぶっ通しというような形になってしまいますので。

◎矢幡副委員長 稲垣委員。

◎稲垣委員 いや、私が言ってるのは、8時半に限定しなくて、例えば10時半なら10時半からとか11時からとかね、うかいの時間が1時からですから、12時から4時までとか、そういう勤務時間体制ができないかということです。

◎矢幡副委員長 青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 ただ、鶴が47羽おりまして、朝当然、生き物でございますので、その手入れとか、そういうことがございますので、今現状のこの時間でないと、ちょっと大変かとは思いますが。

◎矢幡副委員長 稲垣委員。

◎稲垣委員 私ども、今年度この委員会の視察で、岩国の方の昼うかいも見せていただいたんですけども、向こうは、すべて鶴匠も含めて民間委託されておるんですけども、非常に、当然すべて自前でやるということは苦しいんですけども、苦しいながらもやっぱりいろいろ考えてやってみえるもんですから、47羽、鶴がいるから管理にかかるという、そういうことがあるかと思えますけれども、やはりもう少し、考え方を経費節減の方向で考える必要があるんじゃないかと私は思うんですけど、その点、どう考えてみえるか。これ、見直すようなことは難しいと調べてみえるのか、どう調べてみえるのか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 この辺は、やっぱり鶴匠とも、人事担当とも一遍協議して、今委員さんの言われたように、改善できることがあれば改善していきたいと、こんなふうに考えています。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ありませんか。

宮地委員。

◎宮地委員 今、稲垣委員の言われたとおり、僕はこれまで大澤支配人も言ってただけど、20年来、補助も何も変わってないと。自慢げに言ってただけど、僕は本庁が行革や、あるいは人件費削減して一生懸命やっとなのに、20年間変わらん体制でやっとなということは自慢じゃないんですよ。企業努力をしとらんということなんだよ、何にも。だから、今の勤務体制だって、鶴は確かに8時半よりもっともう夜が明けりゃあ騒ぐに決まってるんだから、そのえづけぐらいはどういうふうにもやれる。パートの人にえづけやってちょうよと言って頼むだけでも解決できる問題。何もここで追加して70万円、総額でいうと相当の何百万円になる、年間の超過勤務の金額が、これは補正だけでしょう。だから、当初予算と足して幾らになる、この時間外勤務手当は。相当の額になるはずだ。ちょっとそれを教えてください。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

青山観光交流課長。

◎青山観光交流課長 10ページをごらんいただきますと、130万6,000円でございます、今回補正を70万円させていただきまして、補正後として年間で200万6,000円でございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 200万円も時間外勤務手当で払っとるんだわ、要するに。だから、そのやりようだわ。やりよう一つで、時間外もきちっと割り振っちゃあうまくいくはずだし、シーズン中、全部昼うかいがあるわけじゃないだろうし、忙しい時期というのは7月、8月、9月はあるかないかでしょう。5月からそんな体制とっとく必要は全くないと思うね。だから、勤務時間というのは、臨機応変に、そのときそのときに合った体制でというのは部長、できんもんかな、そういう体制。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

鈴木経済環境部長。

◎鈴木経済環境部長 先ほど課長から稲垣委員に答弁しましたように、今後、改善・検討してまいります。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第94号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第95号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

◎城下水道課長 (第95号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第95号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第96号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

◎城下水道課長 (第96号議案説明)

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

質疑ないですか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第96号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第97号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

丹羽水道課長。

◎丹羽水道課長（第97号議案説明）

◎矢幡副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 質疑なしと認め、第97号議案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ピアンキ委員。

◎ピアンキ委員 賛成の立場から第83号議案について討論をさせていただきます。

これからどのような施設をどこにつくると幾らかかるのか等、ゴールなどがわかった上で基金条例を設置するが望ましいですが、はっきりした細かい条件がわからなくても犬山市が何十億円単位となる負担で10年後をめどに新しい施設をつくらなければならないことは事実です。その限られた時間で一般会計から財源を確保し始めることは聡明な選択であり、最高の条件じゃなくても、決して損にならず、新処理施設の建設に当たって役立つと考えられます。

先ほど質疑で言いましたが、答弁をいただきましたが、大事なポイントなので、ちょっとだけ述べさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、本議案は他の議案または対策に関係ないと明確にしなければなりません。第83号議案の文言を見ると、それは十分に明らかな事実とわかりますが、本会議などでも第83号議案、基金条例は、第69号議案、ごみ有料化と一体となっていると意見を持っている方がいます。とりあえず建設経済委員会はまだ審議中の第69号議案の経過について、おこがましくも意見を述べることは不適切です。その意見は拘束のない意見だと指摘する必要があるような気がします。それ以上のものにしようとするれば、委員会の権限を強奪することになり、民主的なプロセスを妨げているだけのことだ。それは本件の内容を超える問題となります。これから新ごみ処理施設の建設に向かって、さまざまな対策の検討が必要と思いながら、それぞれの案の長所による判断すべきです。それを踏まえて、今回の第83号議案はメリットがあると判断し、賛成討論をさせていただきます。

委員各位のご賛同を賜りますようお願いしたいと思っております。

以上です。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 賛成・反対は、委員長確認しとるだろうで、やるときは反対から賛成にやるべきだ。きちっととりまわしてください。

◎矢幡副委員長 失礼しました。では、反対討論として、水野委員。

◎水野委員 私は第83号議案、第88号議案、第91号議案で、若干反対の討論をします。

第83号議案ですが、ごみ処理施設基金です。基金について設置していくことには賛成ですが、きょうの議論でありますように、この基金に対する論拠をいろんな施設の問題、都市美化センターの解体、そういったものが全く不明確。しかも広域でやるということで2市2町になってますが、その間の調整とか、そういうことが全くなされてない段階でのこの基金の設立は時期尚早だと思います。

そういう点で、一つのめどとして、広域の事務組合設立、あるいは明確な建設の方向は明確になった段階で、きちっとした裏づけのもとで、金額も含めて決めるべきだというふうに思います。

それから、第88号議案、国際観光センターの指定管理者の問題ですが、この指定管理者制度、もともとが構造改革というか、民間活力活用ということで導入されましたけども、この民間にしてメリットのあるもの、ないものありますけれども、やっぱりその辺の見きわめがきちっとされてなかったということで、今回の状況だというふうに思います。そういう点では、事業者や市民に対して、かえって迷惑といいますか、いろんな不都合が生じたというふうに思います。そういう点を速やかに直すべきだということで、この今回の指定管理者の続けるということに反対ということ。

それから、第91号議案、一般会計補正予算ですが、このごみ処理施設の基金で3,000万円ということが上程されましたけども、条例でもそうですが、その3,000万円という根拠、そういったことが明確にされてない段階で、あえてこの補正で基金の予算をつけるということには反対です。

以上、反対討論とさせていただきます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 私も第83号議案並びに第88号議案、それから第91号議案について賛成の立場で討論します。

まず、第83号議案については、今水野委員から指摘があった、一部事務組合ができてからとか、きちっとした体制ができてからというのは、まだまだ何年もかかる話で、それまで待てというのは、基金を積み立てていく、そういう期間をただいたずらに延ばすだけの問題で、今後の犬山市のごみ処理行政をきちっと進めていくという意図が感じられません。ぜひこれは早いうちから少しでも多く基金を積み立てるといものが原則だということで、あとはピアキ委員から一体であって、今決めるのはおこがましいという話ですが、だとするならば、第91号議案には、市民のごみに対する、ごみの減量化、有料化に伴う説明会を各地でやるという時間外勤務手当も含まれてるんだから、その点をどう解釈するか、あるいは修正案を出すというつもりなのか、その辺わかりませんが、必要な基金であり、一体であるというふうに認識しております。

それから、第91号議案に対する基金についても、同じように本年度から3,000万円の基金を積み立てていくということは、時代にも合っておるし必要なことです。

それから、ちょっと前後しましたが、指定管理者制度についても、確かにこれによって犬山市はおよそ3,700万円の民間委託によって利益を得ていくわけですが、だとするならば、今までやってきたものとの比較が3,700万円あるとするならば、やっぱりそのプールとか、あ

るいはフィットネスの整備はこちらに当然経費をかけてもいいというふうに思っております。何も利益を上げるのが行政じゃないんだから、見直していく部分は、あるいは修繕していく部分はきちっと事前に手当をしていくということが原則であるということはわかり切ってみえるはずだから、そういった方へ充当していくためにも、この管理者制度というのは、大変重要な役割を果たしているというふうに思っております。ぜひとも効率的な運営のために、指定管理制度がつけられておる一面を考えて、賛成するものです。

以上です。

◎矢幡副委員長 これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第83号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎矢幡副委員長 挙手多数と認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第88号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎矢幡副委員長 挙手多数と認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎矢幡副委員長 挙手多数と認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきもの

+

と決しました。

次に、第94号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 ご異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおりこれを可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎矢幡副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

継続審査となっています第69号議案 犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑のある方は、ご発言を求めます。

稲垣委員。

◎稲垣委員 私ども少しお話しさせていただきたいんですけども、私ども会派で市民と語る会を11月に出させていただきまして、まだ今すべて整理がちょっとまだできていない状態ですので、私、一部だけ担当したところで報告しますと、今井の会場へ出向きまして、いろいろ皆さん方からご意見をいただきました。最終的に一応、賛否とれないところもあったけど、と

れたところでは、羽黒会場では有料化に賛成するというご理解の方が多かったです。あと、今井会場では賛成・反対がほぼ同数のような状態でした。あと、犬山の福社会館におきましては、圧倒的に反対または慎重に審査せよという意見が1対10ぐらいの割合で、今すぐ、早急にすべきじゃないという意見がありました。もう1会場、私が出席した塔野地会場におきましても2回、3対7か2対8ぐらいの割合で、もう少し慎重審査すべき、あるいは反対であるというような意見がございました。

4会場総括すると、やはりまだ市民の声としては、今すぐごみ袋の有料化は慎重に検討すべきであろうというようなご意見があったことを、市民の意見としては、私としてはそのように感じております。

それで、市の当局の方は、有料化の第一の目的は、ごみの減量が目的であるというようなことを言ってみえますけれども、9月議会におきましても、私どもは減量が第一の目的であるならば、その減量に対しては、例えば当局が今まで説明してみえました犬山市のごみはふえているんだとか、またごみの減量化につながるというような根拠というのが余り的確ではない、私どもがそれを受け入れるだけの材料はいただいていない。また、犬山市のリサイクルは非常に現在でも1日当たり455グラムということで、中央環境審議会の方の平成27年の目標数値530グラムも下回っている。また、有料制ということで、不法投棄がふえる可能性もなかなかクリアできない等々の理由から、減量のためのごみ袋の有料化ということは来年4月から実施ということは、私はまだなかなか市民の理解も得られないと思っておるんですけども、それ以後、市当局として私どもが今まで提示させていただいた疑問点について、またクリアできる新しい見解がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私どもも前回の11月19日、全員協議会の方で皆様方にご提示させていただきました指定ごみ袋有料化制度導入における対策事業ということで、減量施策補助金指定袋指導啓発と大きく4点に分けまして、それぞれに対する対策項目、これを挙げさせていただきまして、こういったような事業を展開していきたいというような考えでご説明させていただいたところでございます。

総量につきましては、平成18年の13万トンに対しまして、こうしたような指定袋の導入も含めまして1,368トン、約10%の減量対策を行うことができるということで、新年度にかけまして、現在手をつけさしているものもございしますが、新年度にかけまして、新施策を講じましてごみ減量を進めてまいりたいと、そのように考えております。

あと、ちなみにでございますが、現在、11月までのごみの家庭系のごみにつきましては、昨年とほぼ同数、数字につきましては、7カ月間でマイナス16トンということではほぼ横ばいというような状況になっておるということをご報告させていただきます。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ありませんか。

宮地委員。

◎宮地委員 今、稲垣委員の方からごみの減量化についてと、それから市民と語る会についての説明がありました。ごみの減量化のための施策の中には、ごみの減量化は最重要課題であ

るわけですが、それによって得られるメリット、減量によるメリットというのも2,500万円という数値が出てきておるわけです。

また一方では、今後のごみ処理行政について、基金もうたいあげているわけですから、私は両面の観点で最も重要な施策のなかだろうというふうに思っておりますが、一つ、先回の11月の建設経済委員会で、この第96号議案について質疑したんですが、そのときにいろいろ意見が出ておって、最終的に先回の市民と語る会の動向を見守りたいと、どういう感じになるかということもお聞きしたかったんですが、わずか4会場だけの報告でしたんですけど、ほかの会場も各議員が出てみえるんで、そこの状況も聞かせてほしいというふうに思っております。

それから、当局には、先ほど言いましたように、減量化だけじゃなくて、先ほど言ったような基金への積み立ては、2市2町の広域ごみと、それから今後の、現有の焼却場の取り壊し、そういったものも一切含めてるというふうに理解してるんだが、それでいいかどうか、その辺の考え、要望からお聞かせいただきたいと思います。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 基金につきましては、2市2町の広域施設だけではなく、現有施設の取り壊しも含んでおりまして、こちらにつきましては、有料化の方と一体というような考えで、一緒にやっていくというような考えでございます。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 各委員から出てかれた会場なんかの報告してもらえんかね。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 質疑なんで、討論じゃないので、お答えする必要は必ずしもないんですけども、あえて報告をいたします。栗栖は全員反対でした。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 反対5、保留3、賛成0です。池野です。

◎福富委員長 矢幡委員。

◎矢幡委員 楽田は、もう少し慎重審議をしてくださいというのが大体9対1ぐらいでした。

トータルはとってませんが、そのくらいの声でございました。

以上です。

◎福富委員長 済みません、今、9対1と言われたけども、割合ですね。

久世委員。

◎久世委員 楽田で出てた意見は、賛成派の人の意見がないじゃないかと。反対の人の意見ばかり聞いてもわからんぞと、もっと賛成の人の言うことも聞かせてくれということでした。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ありませんか。

ビアンキ委員。

◎ビアンキ委員 先ほどの、全員協議会の書類がある、この中でたくさんの対策は、別に有料化なしでも導入ができると思います。それについて考えているかどうか。そして、この数字はどうやって計算したか説明していただければありがたいと思います。

それで、この中で、パーセントは、この対策でどういうパーセントは有料化になるから減につながるかと、これも他の町にも犬山市みたいに、この結果が出たかどうか。1年だけではなく、あったか教えてください。

一つのは、特にこの四つに別れてあるんだけど、指定袋のところが一番多いのは、分別の説明会について、それ別に、それは有料化導入せずに、もらって分別について説明もできるでしょう。その4点ぐらいだと思うんですけど、お願いします。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 それぞれ減量施策と補助金、指定袋、指導、啓発ということで、減量効果ということで、一番右のところ減量効果で何キログラムという形でこれ出させていただいておりますが、これにつきましては、我々の現在の事務をやっている中で想定数としてやっております。

ちょっと細かくなりますが、プラスチック製容器包装5週回収という、これの積算でございますが、今、4週までしかやってないというところで、5週目をやったらどうだろうということで、5週目の受け入れが1袋約、ネットの袋ですね、これ1袋大体10キログラムぐらいになるということで、これは50カ所ぐらいになると1回の1週で50カ所ぐらいになるということで、10キログラム掛ける50カ所掛ける実収集日数18日ということで、この掛け合わせをしまして900キログラムですよというような、こういったような考えでおります。

次に、段ボール箱の生ごみ堆肥化の普及ということにつきましても、これは1家庭がどれぐらいのごみ量になるかということ掛け合わせまして200基というような形で、私どもの方はこういったような積算をさせていただきます。

あと、減量施策の6番の剪定樹木のチップ化事業、これにつきましては、各家庭から出る剪定木、こうしたものがシルバー人材センターを通じまして、年間約200トンという数量が運び込まれておりますので、これについても減量できるんじゃないかと、燃やさなくてもいいよというような、こういったような積算をさせていただきます。

それから、ピアキ委員も今、指定袋の導入及び分別説明会の実施ということにつきまして、この説明会等、各町内において減量についてのお願い、リサイクルについてのお願いはさせていただきます。これにつきまして、お話だけで、実際にどれだけの減量になるかと、市民の方のご協力をいただければ減量につながるものと考えますが、実際に指定袋の導入という、制度の導入によりまして、実際の効果があらわれてくるものと、そういうふう考えております。

この910トンという積算につきましては、13万トン、平成18年度のごみの総量の約7%程度を我々10%の目標というようなことを掲げさせていただきますが、この導入につきましても、7%ぐらいの積算というような形で、こういったような各種減量施策をすることによって相乗効果があらわれて10%を超えるような減量施策をやってまいりたいと、そのように思っております。

総量が1,368トンということにつきましては、これは平成18年度の13万トンにつきまして10.8%ですか、こういったような10%を超える対策を講じていきたいと、そういうふう思っております。

◎矢幡副委員長 ビアンキ委員。

◎ビアンキ委員 半分ぐらいがやっているとされていますが。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 ちょっと口頭で申しわけございません。私どもの今、指定袋の有料化をやったところの、ほかの都市の成果というようなことでございます。

これ千葉県ですか、銚子市、こちらでございますが、棒読みでちょっとさせていただいて申しわけございませんが、導入前年度で、指定袋導入前には1万9,929トン、それが導入年度につきまして1万8,246トン、これマイナス8.5%。その次の年、導入後1年後ですが、1万6,911トン、導入前に比べまして△15.1%ということでございます。銚子市につきましては、平成16年10月に実施されております。

それから、あと新しいところでございますが、近くで多治見市でございます。これが料金の値上げをされております。これが平成17年7月でございますが、例えば42リットルの大袋、18円から50円に値上がりされております。導入前が2万2,140トン、これが導入年では2万2,480トンで、1.5%の増でございます。それから、導入1年後でございますが、2万1,766トン、これ△の3.2%になっております。これは多治見市さんの場合は年度途中の改正でございますが、導入年度について駆け込み需要とか、そういったようなことがあって、成果については翌年度ではないかと、そのように思っております。

あと、新しいところでございますが、北九州市でございます。これも料金の値上げでございます。これが45リットル袋15円から50円に引き上げされております。これが平成18年7月でございます。導入前の年度につきましては、27万441トン、導入年につきましては23万7,393トン、これが△の12.2%でございます。それから導入1年後でございますが、21万1,742トン、これは導入前に比べて21.7%減。

私ども福岡市の導入成果というようなことで、発表させていただいておりますけど、こういったように、銚子市、北九州市、それから近隣でいきますと多治見市というような形になっております。

◎矢幡副委員長 ビアンキ委員。

◎ビアンキ委員 余り長くなるとよくないと思うんだけど、それが各市の導入前の分別の状況はどうなっていたとか、不法投棄がふえたかどうか、データがあれば。

もう一つ、先ほどいろいろ対策の中で、燃えるごみは減らせると思う。だから、もっと分別がちゃんとできるチャンスになる。それは別にゴミ袋有料化、その制度を導入せずにもできる対策だと思われるんですよ。とりあえずほかの対策をとってやった方がいいと思います。それについてご意見を教えてください。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 現在私どもが提示させていただいたごみのこのいろんな施策、これにつきましては、大体はこれに準じた施策というのは、ずっとこの5年間継続してやってまいりました。ごみにつきましては、分別をやっておりましたけど、ごみにつきまして、可燃ごみについては年々増加しているというような状況が続いております。私どもが指定袋の研究を始めて、協議会の方に研究をお願いして、家庭ごみをどのように減らしていくかというような

検討を始めたのは、まだまだごみが伸びている状況でございました。そうした中で、協議会のご研究をいただきまして、家庭ごみの減量に最適といたしますか、一つの選択肢として有効な手段については有料化というようなご結論をいただいて、そういった中で、我々も町内の方にいろいろお願いしてやったというような効果があらわれたのかどうかわかりませんが、ごみが横ばいといいますか、少し減った状況になってきたと。今年度についても私どもは受け入れ体制ということで、万全の体制をとっているということで、ごみ量の平準化といたしますか、ごみの伸び率がとまっている状態におさまっているというようなことで、こうした中で、一段のごみ減量を図っていくというような事業を進めるということで、有料化制度を実施させていただいて、同時に新しい施策も一緒に打って、ごみの総量を減らしていこうと、そういったようなねらいがございます。

そうすることによって、将来、ごみ処理施設、ごみの総量は犬山市の排出量が減ることになりますと、負担分等も減ってくるだろうというふうに私どもは考えておりますので、何も新施設の整備が人口割だけじゃなくて、ごみの処理量、そうしたものにもいろいろはね返ってくるということで、もう既に今からでもごみの減量化を図っていくということが重要であるというような認識はさせていただいております。

◎矢幡副委員長 ビアンキ委員。

◎ビアンキ委員 他の町の状況、答弁いただきましたけど、それもオーケーですね、細かいデータになると思うので。

一つだけ確認したい。ことし含めて、去年もごみが横ばいと言っているんだけど600トンぐらいに近く減らしたとわかってます。それでありながら、世帯数がふえたと理解しております。それは事実ですよ。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 はい、世帯数はふえております。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ありませんか。

久世委員。

◎久世委員 先ほどの答弁の中で、非常に重要だと思ったのは、当初の説明とだんだん現実とずれが出てきているという非常に重要なポイントだと思いました。

まず1点目ですけども、最初は協議会で議論していただいたときは、ごみが増加し続けていると。その中で出た結論が有料化を採択することが望ましいということだったんですけども、今は横ばいだという結果がわかったと。その段階で一度白紙にして、議論をまたゼロベースで始めるべきじゃないかと思うんですけども、その点についてどう考えるかという点。

もう一つは、10%の削減効果が有料化によって見込めると、これも最初説明会でもおっしゃってたんですけども、先ほどの説明の中では7%、単体では7%、ほかのチップ化や補助金、それからプラスチックの5週回収等の関連の施策によって相乗的に効果が見込めると、これは住民に対する詐欺ではないかとすら思うんですけども、この点についていかが思うかという点。

それからもう1点、きょうの午前中の、第83号の議案質疑の中で、これから少子・高齢化でごみの量が減っていくという答弁がありました。その点からすれば、今横ばい、これから

減っていく、こういう見込みをされてる中で、なぜ有料化してまでごみの量を減らさなければならぬのか。

焼却場の量がパンクしそうだというのであればわかるんですけども、まだまだ余裕があるという答弁もありました。その点、全く当初の議論の前提が崩れてきているという感じがしたんですけども、いかがお考えでしょうか。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 1点目でございますが、協議会でやっておるときには、ごみがふえ続ける方向で、結果として、結論が出たときは少し減量、結果として出てる。現在は、ほぼ横ばいですよ。私どもは、増加傾向にあった時点で、危機感を感じて対策を講じましょうということで、例えば、減量、昨年度、平成19年度が一時的にごみは落ちましたよと、今年度また逆に、ごみが少しでもふえたといったらふえましたよと、そのたびに、そういったようなことじゃなくて、総体的に、一時的に600トンでしたか、ごみが減ったという時点がとらえましても、ごみの総量というのは、やはりふえていく傾向があるんじゃないかということで、私どもは警戒しております。そうしたことから、やはり有料化というような一つの方法をとらせていただいて、ごみ減量を進めていくべきではないかというような考え方は変わっておりません。

ごみの10%の施策ということで、10%のあれが市民に対しての説明会の中では、10%というようなお答えしてたということでございますが、やはりいろんな施策を講じてやっていくのが本来の施策であろうということで、10%、この積算につきましても、10%という高い数量がごみ袋の有料化という形になれば、ほかの施策というのは成果があらわれないよというような形、それをどのようにとらえるかということで、私どもの方は7%ぐらいは確実な減量効果と、有料化による、意識づけによる減量が約7%ということで、ほかの施策を絡めまして、全体で10%の施策という、減量効果の積算というものを導き出したと、協議して導き出したということでございます。

少子・高齢化でごみが減っていくという、こちらの部分については、世帯数、人数が減っていくというようなことでございますが、ただ人数的には減ったとしても、やはりいろんな皆さんの生活関係、これが変わってきて、ごみが出てくるというようなことがございますので、少子・高齢化ということで、ごみも減っていくという見方をするのか、横ばいになるかということは、もう少し私どもで協議をさせていただきたい項目だと思っております。

◎矢幡副委員長 久世委員。

◎久世委員 個別に反論すると、全く整合性がつかないんです。いかに、今ごみ行政が有料化ありきで進んできて、それを繕うためにいろんな説明をするんですけども、全く整合性がつかないんですね。やっぱりいっそのこと、ここでゼロベースに戻して、ごみ施策を現状から見直していこうというふうにしていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。見直すつもりはないか、あるか。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 現在、私どもはごみの有料化ということで、いろんな対策、いろんな事業を絡めまして、あくまでもごみの有料化というのを一つのきっかけといたしまして、大きな減

量対策を講じていきたいということは考えておりません。あくまでも、一つの減量化の大きな手段ということで有料化を進めていきたいと考えております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 先ほどから他市の新たな状況ということ報告されて、成果があったということですけど、比較的新しいとこのデータが多いんですが、やっぱり今有料化すれば、パーセント落ちるのは間違いないと思うんですね。ただ、問題になるのは、うちもいろんなほかの減量施策とあわせてということですから、落ちてるところが、ほかの減量施策と一緒にやられておるのかどうなのかということと、もう一つは、やったすぐは、やっぱり有料化することによってリバウンドということがありましたけども、数年すると、それがもとに戻っちゃうということがありますが、そういった点がこの新しい市町の情報というのはわかりますか。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 例えば、先ほど申しました銚子市でございますが、こちらについては平成16年10月から実施されまして、数字的に見ますと、導入前が1万9,929トン、導入年が1万8,246トン、その1年後については1万6,911トンというお答えをさせていただきましたが、その後1万6,315トン、1万6,118トンということで、ほぼ横ばいということで、2年目以降、ほぼ横ばいというような形でごみの減量効果があらわれていると。リバウンドについては、まだこちらについてはあらわれてないというような数値を聞いております。

多治見市でございますが、導入前が2万2,140トン、それから導入年が少し上がりましたが、2万2,480トン、1年目については、2万1,766トン、それで2年目につきましては、2万1,160トンということで、ほぼ横ばい、少し、600トンほどでございますが、下がってるといって、銚子市、多治見市、こちら2年目につきましても、横ばいの状況、やや下げるといって、減量対策、こういったものを基本的にきちんと市民の方と一緒に、いろんな施策を講じれば、リバウンド、1年たったらすぐ戻るといってではなくて、やはり成果があらわれるもんだと。努力というような形が必要かとは思いますが、市民の方と一緒にやっていけば、リバウンドなくて、ごみを抑え込むことができると、そのように考えます。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 私言ってるのは、比較的リバウンドなく、うまく成功しとるのは、ほかの減量施策と一緒にやって、その相乗効果としてあらわれている。ごみ有料化だけ単独でやるとリバウンドは必ずあるというのは、どこもデータあるもんですから、そういう認識をしてほしいという思いですけど。

それと、今回、また減量施策として打ち出されました。これはこれで減量施策として大事なことであって、これはやるべきことであるし、そういうことです。ただ、この減量施策は、指定袋を有料化にしなくても、これは市のあれとして、やっぱり減量していく施策としてやっていくことで、当然やっていくべきことばかりだというふうに思いますので、ただ、それやることによって、また新たな経費が、これでいくと人件費、そういったものは出るわけですけども、トータル的に経費として1,300万円、まあ長い目で見ると、減量施策によって、経費節減になってく部分もあるかと思っておりますけども、そういった人件費的な負荷、経費的な負荷というのは、新たに出ますわね。それで、有料化した1,500万円を基金に充てるという

ことですが、その有料化ということと、減量施策を合わせていくと、その基金を食っていくというか、そういう解釈になっていくもんですからね。だから、施策としては、その点で、予算的なものはどういうふうを考えておみえになるか伺います。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 前、全員協議会の方でご説明させていただいた今回の施策を全体でやりますと、1,300万円程度というような費用がかかります。ただ、2年目以降、こちらの方の初年度で投資する費用で、剪定樹木のチップ化事業、これとか不用携帯電話の回収事業、こうしたものにつきましては、2年度以降、経費としては必要ございません。あと、リサイクル容器の受け入れの増設、こちらにつきましても、当初受け入れ体制を大幅に広げるとということで100万円程度考えておまして、当初年度1,300万円程度が2年度以降につきましては、800万円程度、こちらに減ってくるだろうと。当初年度1,300万円がそのまま継続するものではありませんよというような想定をしております。

あと、生ごみ処理機の補助金とか、資源回収団体の奨励金、こちらにつきましては、私ももそういった補助制度を使って、どんどんやっていただきたいというようなつもりでPRは進めていきますけども、これがすべて増額分が消化されるとは限りませんので、1,300万円が1,300万円かと、2年目はどれだけかという部分につきましては、確定した数字は出てきません。逆に、我々にとりましては、投資的経費が1,300万円、初年度は要りますよということになるんですが、ごみが減れば、逆に焼却量が減ってくると、すると約10分の1灰が残ってくるというものにつきまして、今、県内、県外に灰の処理をお願いしております、そういったものの、ごみが減れば、反対のメリット、処理費が減ってきますよと、あとごみが減れば、溶液費ということで薬品費、そういったものとか燃料費、こういったものも節減できるんじゃないかというメリット、あともう1点、機械の償却期限が伸びていくよというメリット、例えば、今大規模補修、うちの方やらさせていただきましたけども、補修をやってない機器がかなりございます。これが3年に1回、4年に1回の点検修理しなきゃいけないのが、ごみが10%減れば、負荷がもっと減ってくるということで、その点検整備とか、交換の経費が延びてくると、これ3年でやらなきゃいけないのが5年に延びたよと、そういったようなメリット、こういったようなものがございまして、ごみが減ったということで、そういったような削減によるメリット、こういったものも十分考えられるということで、いろんな制度を導入することが市にとって不合理だというような考えではおりません。メリットはいろいろあるだろうというように想定しております。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 今説明あったように、この減量施策は、長い目で見ると経費節減につながると、もうおっしゃったとおりだと思いますけど、有料化に伴う経費がありますね、特に人件費、ここではいろんな処理する環境課自体のスタッフ、それからパトロール員、交通安全云々とか、そういったことに人を投入することなんですけど、そういった有料化に伴う人件費の経費というのはどのぐらい。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 人件費につきましては、販売とか、そういったことにかかる職員のパート賃

金、2人分を一応想定いたしますと、290万3,000円。1人分につきましては、145万円程度かかるということで、新年度の秘書企画課から公表されております人件費の相当額は1人分について145万円程度というような形になっております。

一応、1人であれば145万円、2人であれば、290万3,000円。

◎矢幡副委員長 水野委員。

◎水野委員 今は事務の人件費、あとパトロールとか、交通安全職員の応援とかいうことありますが。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 不法投棄に対するパトロール員ですね、現在、職員の方は20年度については15日勤務というようなことで、賃金分を確保しております。私ども、月当たり22日、フルに1日、パートさんが毎日勤務できるような形を考えますと、80万4,000円程度、それを増額は最低必要ではないかというふうに考えております。

◎矢幡副委員長 ほかに質疑ございますか。

吉田委員。

◎吉田委員 ごみの減量についてももっともだし、焼却施設ももっともで、要は2年続きでどうも減ってるというか、横ばいですね。今までの状態で、努力の結果。新たに1,300万円の投入で、対策、施策をやりますので、それを見てから、1,300万円で済むわけですから、それを見てからごみ袋有料化導入とかいう考えはないですか。

◎矢幡副委員長 答弁を求めます。

後藤環境課長。

◎後藤環境課長 当然、1,300万円の新しい事業の予算いただきまして、どんどん政策は続けていきたいと思っておりますが、いかに早く広域計画、新しい施設の方ですね、そちらの方の関係で、犬山市はごみが減りましたよと、そういったような実績を示したいというようなこともございますので、犬山市としては、担当課長といたしましては、一日でも早く有料化制度を導入させていただいて、ごみの減量対策を進めていきたいと、基本的には考えは変わっておりません。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 基本的な気持ちはそういうことで、最終的にもう一度、初期投資の金額とごみの減る量と、それから実際の販売した、入ってくるお金、プラス・マイナス、生産分も含めてね、プラス・マイナスどれぐらいの試算をしているかどうかだけ聞きます。プラスなのか、マイナスなのか。さっきの人件費もすべて含めて。初期投資にかかわる費用と、入ってくる量、2年目、3年目を含めた、プラス・マイナスは。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 私ども9月議会でお話しさせていただいた試算と、12月議会、現在の時点で積算等させていただきまして部分につきましては、9月時点では1,500万円ということで、1,500万円から1,600万円というような積算させていただいております。現在、皆さん方のご議論ありましたように、今の袋の値段等見直し等含めまして、現在の時点では2,200万円程度の利益金が出るんじゃないかというような考えを、今積算しております。

あと、先ほど申しましたように、減量メリットにつきましては、薬品費とか焼却灰の処理費、基金によるメリット、そういったものが私どもが発生するというふうに考えております。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 かなり焼却の消耗品等が減るのは除いた上で2,200万円がプラスになるだろうという数字の、人件費はこれ入っている、ない。

◎矢幡副委員長 後藤環境課長。

◎後藤環境課長 人件費は入れてございます。

◎矢幡副委員長 吉田委員。

◎吉田委員 入ってるわけね。順調にいったら2,200万円入ってくるという試算をきっちりと検証する時間が欲しいと思います。

◎矢幡副委員長 稲垣委員。

◎稲垣委員 この際、動議を提出します。

現在、審査中の第69号議案につきましては、今の吉田委員も言われましたように、費用対効果を慎重に審査したいため、閉会中の継続審査とされることを希望します。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 ただいまの動議に反対します。理由は、もうこれまで何度となくこの問題については協議をし、協議をし尽くしているというふうに感じております。現に、9月議会でも会派の方から議会で採決をとる段階で、この問題についてはずっと議論がこれまでされてきておると。6月議会でも議論したと。市民説明会を開催し、議員もそこに傍聴に行ったと。それぞれ勉強していっておるので、一定のこの問題に対する理解も進んでおる。継続ではなくて、速やかにここで採決をとるという、そういう発言も出されております。

また一方では、ごみ行政は全域の中で行われるというのが原則だということも言われております。それで、12月議会までも継続審議するという時間的なことまで9月議会では何度も言われてるんですね。これをこのまま継続審議するというのは私はおかしいんじゃないかと思う。

特に、我々議員は、議員としてこのまま継続にするということは、議員の職責を放棄すると、そういうことになっていくと思います。我々は出された議案に対して慎重に審議し、速やかに結論を出すという使命を受けてるわけですから、確固たる反対のね、いわゆる継続じゃなくて、理由があれば、我々は何度も会派の代表者会議でも、それを指摘をしてきてる。一つは、9月議会と言われておった時期尚早ではないかとか、あるいは市民の理解が得られないのではないかとか、あるいはごみの減量化につながらないかという問題が提議されて、それが継続審議のもととなっていたわけですね。そういったものがもう既にクリアされて、新たに基金に対して、この前の各派代表者会議では、積み立てがきっちりとできるかどうかという問題があるというような発言やら、ごみの減量化に対するコストが高過ぎると、かかり過ぎるとい問題も、全体の会派の中で私どもはその問題をクリアすべき、例えば議案に対する修正案までお示しをさせていただいた。にもかかわらず、これ以上継続するということは、私は議員として職責を放棄するに等しいというふうに思われる。とても議員の役割を果たしているというふうには思えない。むしろ、やるとするならば、皆さん方が市民の

会で反対が多かったと、先ほど7カ所の状況を聞くと、賛成1、反対4、中立1、賛成がないのでわからんというところが2カ所、圧倒的に反対が多いという判断だったが、それに基づいて行動を起こすのは議員の責任だと私は思います。

この際、それをきちっと認識し、やっていくべきだというふうに思います。

◎矢幡副委員長 ただいま稲垣委員から第69号議案について閉会中の継続審議とされたいとの動議が提出されました。理由をお願いします。

稲垣委員。

◎稲垣委員 費用対効果をしっかり検証したいということです。有料化についての費用対効果をしっかり検証したいということです。まだ不十分だと。

◎矢幡副委員長 第69号議案について、閉会中の審議は費用対効果をはっきり検証したいということで動議が提出されました。

お諮りいたします。本動議のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎矢幡副委員長 挙手多数と認め、第69号議案は継続審査とすることに決しました。暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

再 開

午後3時04分 開議

◎矢幡副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

継続審査となっている請願第8号 コミュニティバスの拡充を求める請願書を議題といたします。

どのように取り計らいますか、ご発言を求めます。

水野委員。

◎水野委員 前回、出されまして継続となったわけですけど、いろいろデータとか、そういうものがまだということもありましたが、今回、一般質問で上村議員も質問されまして、また新たなあれも出てきます。それから過去にも何人かの議員が質問されてるということだし、清風会の皆さんもいろいろ研究されてるということですので、ぜひ市民の声として拡充というのは、どの委員さんも受けとめておみえになると思いますので、ぜひ今議会で採決していただきたいというふうに思います。

◎矢幡副委員長 宮地委員。

◎宮地委員 バス路線の見直しは、この前、前回にも請願が出て審議したばかりで、そんなに簡単に結論をひっくり返すわけにいかんけど、出された人たちのあれは長者町だったかな、人たちもその点は今すぐというような雰囲気も持ってみえなかった。慎重にやっていけばいいし、僕は賛成できません。

◎矢幡副委員長 稲垣委員。

◎稲垣委員 コミュニティバスはいろいろな皆さんで、会派でもいろいろ検討しているところ
でございますので、拡充する部分とまた見直す部分と、いろいろあるものですから、継続で
いくということで、継続をお願いしたいと思います。

◎矢幡副委員長 請願第8号については、継続ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 それでは、請願第8号につきましては、継続審査といたします。

次に、陳情第9号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情書、
これどういう取り扱いをしますか。

宮地委員。

◎宮地委員 承りましたでいい。

◎矢幡副委員長 陳情第9号は承りましたということで、よろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎矢幡副委員長 陳情第9号につきましては、承りましたということにいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

長時間ご苦労さまでございました。これをもちまして建設経済委員会を閉じます。

午後3時08分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

建設経済副委員長

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第69号議案	犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	平20. 9. 12	継続審査	平20. 12. 15
第83号議案	犬山市広域ごみ処理施設整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について	平20. 12. 12	原案可決 (賛成多数)	〃
第88号議案	犬山国際観光センターに係る指定管理者の指定について	〃	原案可決 (賛成多数)	〃
第89号議案	市道路線の廃止について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第90号議案	市道路線の認定について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第91号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算(第5号)	〃	原案可決 (賛成多数)	〃
第93号議案	平成20年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第94号議案	平成20年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第95号議案	平成20年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第96号議案	平成20年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第97号議案	平成20年度犬山市水道事業会計補正予算(第2号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
平20請願第8号	コミュニティバスの拡充を求める請願書	平20. 9. 12	継続審査	〃
平20陳情第9号	「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情書	平20. 12. 12	承りました	〃